

美唄市過疎地域自立促進市町村計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

北海道美唄市

目 次

1	基本的な事項	
(1)	美唄市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	美唄市の行財政の状況	7
(ア)	行政の状況	7
(イ)	財政の状況	9
(ウ)	公共施設等の整備状況	9
(4)	地域の自立促進の基本方針	11
(ア)	地域特性を活かした交流・産業・雇用の創出	11
(イ)	基幹産業である農業の振興	11
(ウ)	商工業の活性化	11
(エ)	人口減少対策	12
(オ)	少子化対策	12
(カ)	少子高齢社会に対応した医療提供体制の確保と保健・福祉・介護との連携システムの構築	12
(キ)	美しい環境づくり	12
(ク)	交通環境の整備と集落・定住対策	12
(ケ)	協働のまちづくりを進めるための「地域力」の向上	13
(5)	計画期間	13
2	産業の振興	
(1)	現況と問題点	14
(ア)	農業の振興	14
(イ)	工業の振興	14
(ウ)	企業の誘致	14
(エ)	商業の振興	15
(オ)	観光・レクリエーション	15
(2)	その対策	15
(3)	計画	17
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
(1)	現況と問題点	20
(ア)	道路	20
(イ)	橋りょう	20
(ウ)	交通	20
(エ)	情報化の推進と地域間交流	21
(2)	その対策	21
(3)	計画	28
4	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	31
(ア)	水道施設	31
(イ)	廃棄物処理施設	31
(ウ)	下水道施設等	32
(エ)	火葬場	32
(オ)	消防施設	32
(カ)	公営住宅	33

(キ) 公園	33
(ク) その他	33
(2) その対策	33
(3) 計画	34
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	37
(ア) 高齢者福祉	37
(イ) 障がい者福祉	37
(ウ) 児童福祉	37
(エ) 健康づくり	38
(2) その対策	38
(3) 計画	39
6 医療の確保	
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 計画	41
7 教育の振興	
(1) 現況と問題点	42
(ア) 生涯学習の推進	42
(イ) 学校教育の振興	42
(2) その対策	43
(3) 計画	43
8 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	45
(3) 計画	45
9 集落の整備	
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	47
(3) 計画	47
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	48
(ア) 市民自治の推進	48
(イ) 人材の育成	48
(ウ) 雪冷熱エネルギーの利用促進と美唄市食料備蓄拠点構想の実現 ..	48
(エ) 人と自然が共生する地域づくり	48
(2) その対策	49
(3) 計画	49
事業計画(平成 28 年度～平成 32 年度) 過疎地域自立促進特別事業分	50

1 基本的な事項

(1) 美唄市の概況

本市は北海道のほぼ中央部に位置し、総面積277.69平方キロメートルを有しています。地形的には、東部に比較的標高の低い褶曲(しゅうきょく)性丘陵地が連なり、西部は、石狩川の肥沃(ひよく)な土壤に恵まれ、石狩平野の広大な低地帯で稲作を主体とした農耕地帯を形成しています。

本市は、明治23年に沼貝村として誕生し、翌24年からの屯田兵の入植により開拓が進められ、その後、民間の団体による農地の開墾とともに炭鉱の開鉱が続き、大正初期及び昭和初期には三井、三菱などの大手資本の参入により、石炭産業は飛躍的な発展を遂げ、昭和31年には92,150人の人口を擁し、本市の人口の推移の中ではピークとなりました。

しかし、昭和30年代後半から始まった、石炭から石油へのエネルギー構造の変革により閉山が相次ぎ、かつて大小12を数えた炭鉱は、昭和48年には全てその姿を消し、人口もピーク時の半分以下に激減しました。

その後、今日まで人口の漸減傾向が続いており、平成27年4月には、2万3千人台まで減少しています。

こうした中、石炭に替わる産業の創出を目指し、国や道の支援を得て、内陸型としては国内最大規模の空知中核工業団地(現空知団地)が造成され、美唄ハイテクセンターを核とした情報産業の集積を視野に入れた企業誘致の推進や、専修大学北海道短期大学や陸上自衛隊美唄駐屯地の誘致など、官民挙げて地域の再興に取り組み、農工調和のとれた生産都市として着実な歩みを進めてきました。

また、バブル経済が崩壊し、「失われた10年」といわれた1990年代から長期にわたり低迷を続けていた我が国の景気動向は、近年、回復の兆しが見え始めていたものの、世界的な金融危機や景気後退の影響等により、雇用状況の悪化や観光入込客数の減少、個人消費の落ち込みなど、全般的に厳しい状況が続きました。

しかしながら、最近では、全国的に住宅建設や企業の生産活動に一部明るい動きがあり、本市を取り巻く経済状況も、企業に設備投資を抑制する傾向はあるものの、緩やかな回復基調を続け、雇用・所得環境に着実な改善の兆しが見られ、個人消費も全体として手堅く推移してきています。

平成23年度からは、びばい未来交響プラン(第6期美唄市総合計画。以下「交響プラン」という。)をスタートさせ、少子高齢社会への対応や快適な都市環境の創出、循環型社会の構築、さらには豊かで活力ある産業の創造や交流のまちづくりなど、政策課題の解決に向けた施策の展開により、時代状況に対応したまちづくりに取り組んできました。

また、地域間競争や地方分権社会に対応するため、自立と協働によるまちづくりを進め、多様化する市民ニーズに的確に答えていけるよう、行財政改革をより一層推進するとともに、施策の重点化を図り、限られた財源を有効に活用しながら、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりと地域の活性化に向けた取組を計画的に進めています。

こうした状況の中、過疎地域活性化の重点施策として、本市の基幹産業である農業については、農産物の輸入自由化や米をはじめとする価格の低迷などの経営環境の変化に対応し、基幹作物である米を中心に、小麦、大豆、なたねなどの土地利用型作物、付加価値の高い花きや野菜などを取り入れた複合的な経営を目指すとともに、基盤整備事業を進めているほか、ほ場の生産能力の維持・向上を図るため、農業用排水路施設などの農業施設の維持管理を推進し、消費者に信頼される安全・安心な農産物づくりに取り組んでいます。

商工業については、人口減少などに伴う消費購買力の低迷や消費者の購買形態の多様化などにより、商業者数が毎年減少する中、消費者のニーズを捉えたサービス向上の取組を推進し、市民が楽しく買い物ができる、魅力ある商店街づくりと安定した経営ができる商業環境づくりを進めています。

また、企業誘致については、美唄市土地開発公社の清算に伴い、平成 26 年度から空知団地が市の所有となったことから、工場立地等の雇用の場の創出に向けて、より活発な誘致活動を行っています。

道路、橋りょうについては、市道の整備や橋りょうの修繕を計画的に実施するとともに、主要道道美唄富良野線や一般道道開発・茶志内線など広域交通網の整備が進められています。

生活環境整備としては、生ごみ堆肥化施設の整備、可燃ごみの広域焼却処理により、ごみの適正処理と減量化を進めたほか、公共下水道と個別排水処理施設(合併処理浄化槽)の整備による生活環境の向上を図ってきました。

このほか、教育文化の振興として、小・中学校大規模改修・耐震化の実施、スクールバスの購入、アルテピアッツァ美唄の整備、パークゴルフ場の整備、市営野球場の整備などを実施してきました。

さらに、高齢社会に対応するため、介護予防事業や間口除雪事業の実施など、在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、子育て支援として、保育所の整備などを行ってきたところです。

以上のように、過疎地域自立促進市町村計画に基づき、地域福祉の向上、市民生活の安定のため、計画的に過疎対策事業を実施してきており、生活基盤や産業基盤の整備は着実に進んできています。

日本の人口は、2008 年(平成 20 年)を境に人口減少局面に入り、今後、加速度的に高まっていくことが見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所によると、2040 年代頃には毎年 100 万人程度減少すると推計されています。

一方、地方においては、人口減少により経済規模が縮小するなど、地域経済社会に与える影響は大きいものと予測されます。

現在、国は平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生に向けた取組を強く推し進めているところですが、本市においてもこうした国の動きに呼応して人口減少対策を進め、人口の減少に歯止めをかけると同時に、人口減少下にあっても活力あるまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、炭鉱の隆盛とともに増加の一途をたどり、昭和 28 年から 9 万人を超え、昭和 34 年まで微減・微増を繰り返しながら 9 万人台を維持しており、ピーク時の昭和 31 年に 17,139 世帯、92,150 人を数えた後、昭和 38 年に大手の炭鉱が閉山してからは急激

に減少し、全ての炭鉱が閉山した昭和 48 年以降は 4 万人台を割り込む状況になりました。

これは、炭鉱閉山による稼働年齢層の市外転出による社会減が大きな要因ですが、昭和 55 年の国勢調査では、この傾向に一定の歯止めがかかり、減少率が鈍化傾向を示したものの、その後再び、漸減傾向が見られ、増加に転じることなく今日に至っています。

なお、昭和 35 年と平成 12 年の国勢調査人口を比較すると、87,345 人から 31,183 人と 40 年間で 56,162 人、64.3 パーセントの減少となっています。

国勢調査における人口の推移は、昭和 60 年の 37,414 人に比べ、平成 2 年には 35,176 人、平成 7 年には 33,434 人、平成 12 年には 31,183 人、平成 17 年には 29,083 人、平成 22 年には 26,034 人と、減少が続いています。

世帯数は、昭和 60 年の世帯数 12,820 と平成 2 年の世帯数 12,552 を比較すると、268 世帯の減少に、平成 2 年と平成 7 年の世帯数 12,771 を比較すると、219 世帯の増となりましたが、平成 12 年には 12,437 世帯、平成 17 年には 11,894 世帯、平成 22 年には 10,992 世帯となり、1 世帯当たりの世帯員の減少とともに世帯数は減少傾向に転じています。

また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の構成比は、昭和 60 年の 67.7 パーセントから平成 2 年には 66.9 パーセント、平成 7 年には 65.6 パーセント、平成 12 年には 63.0 パーセント、平成 17 年には 60.3 パーセント、平成 22 年には 57.2 パーセントと減少しています。

高齢者人口については、高齢化が進む社会情勢を反映し、昭和 50 年には 3,783 人でしたが、昭和 60 年には 5,211 人、平成 2 年には 6,012 人、平成 7 年には 7,005 人、平成 12 年には 7,820 人、平成 17 年には 8,377 人、平成 22 年には 8,555 人と急速に増えており、人口全体の減少と相まって、高齢化率については、昭和 50 年には 9.8 パーセント、昭和 60 年には 13.9 パーセント、平成 2 年には 17.1 パーセント、平成 7 年には 21.0 パーセント、平成 12 年には 25.1 パーセント、平成 17 年には 28.8 パーセント、平成 22 年には 32.9 パーセントと、平成 22 年時点での全国平均の 23.0 パーセント、全道平均の 24.7 パーセントのいずれと比較しても大きく超えており、高齢化が急速に進んでいます。

一方、年少人口は、昭和 45 年までは 1 万人台を維持していましたが、昭和 50 年には 8,063 人、昭和 60 年には 6,867 人、平成 2 年には 5,607 人と急速に落ち込んでおり、平成 7 年には 4,497 人、平成 12 年には 3,717 人、平成 17 年には 3,178 人、平成 22 年には 2,573 人まで減少しています。

男女別では、平成 17 年 3 月 31 日現在で、男 14,007 人、女 15,228 人で、構成比はそれぞれ 47.9 パーセント、52.1 パーセントであり、平成 27 年 3 月 31 日現在では、男 11,242 人、女 12,541 人で、実数はいずれも減少し、構成比はそれぞれ 47.3 パーセント、52.7 パーセントとなり、男女別の比率では女性が若干増えています。

産業別人口の動向については、昭和 38 年から昭和 48 年にかけて、炭鉱の閉山が相次ぐ中、第一次・第二次産業については急激な減少を見ましたが、その後も減少傾向が続く中で、企業誘致の推進、専修大学北海道短期大学や陸上自衛隊美唄駐屯地の誘致などが増加要因として見られたものの、第三次産業の就業人口は増減を繰り返しながらほぼ現状を維持しているところであり、総人口の減少傾向とともに、産業別の人口もまた減少傾向にあります。

産業別人口の構成比を見ると、第一次産業が昭和 60 年の 20.8 パーセントから、平成 2 年には 18.9 パーセント、平成 7 年には 16.6 パーセント、平成 12 年には 14.8 パーセン

ト、平成 17 年には 14.6 パーセント、平成 22 年には平成 17 年と対比して 0.1 パーセントの微増ながら 14.7 パーセントにまで減少しており、離農などによる農家人口の減少が主な要因となっています。

また、第二次産業は、昭和 60 年の 27.8 パーセントから、平成 2 年には 27.7 パーセント、平成 7 年には 28.4 パーセント、平成 12 年には 27.3 パーセント、平成 17 年には 23.0 パーセント、平成 22 年には 21.4 パーセントとほぼ横ばいから減少傾向に転じており、第三次産業では、サービス業の就業人口の増加が要因となり、昭和 60 年の 51.3 パーセントから、平成 2 年には 53.3 パーセント、平成 7 年には 54.9 パーセント、平成 12 年には 57.4 パーセント、平成 17 年には 61.5 パーセント、平成 22 年には 62.2 パーセントと増加傾向を示しています。

今後、第一次産業においては、高齢化の進行や後継者不足などにより、農業従事者の漸減傾向が続くものと予想されます。

第二次産業は、景気が緩やかな回復基調にはあるものの、公共事業の減少などにより、建設業、製造業が漸減していくと考えられます。

第三次産業では、就業人口全体としては漸減傾向となっていますが、サービス業については、漸増傾向が続くものと見込まれます。

表 1-1 (1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 87,345	% -	人 63,051	% △27.8	人 47,369	% △24.9	人 38,416	% △18.9	人 38,552	% 0.4	人 37,414	% △3.0
0歳～14歳	30,500	△43.0	17,380	△43.0	10,630	△38.8	8,063	△24.1	7,776	△3.6	6,867	△11.7
15歳～64歳	53,671	△20.8	42,494	△20.8	33,393	△21.4	26,568	△20.4	26,286	△1.1	25,336	△3.6
うち15歳～29歳(a)	22,226	△26.2	16,404	△26.2	11,971	△27.0	8,773	△26.7	7,928	△9.6	7,127	△10.1
65歳以上(b)	3,174	0.1	3,177	0.1	3,346	5.3	3,783	13.1	4,488	18.6	5,211	16.1
(a)／総数 若年者比率	% 25.4	% 26.0	% -	% 25.3	% -	% 22.8	% -	% 20.6	% -	% 19.0	% -	
(b)／総数 高齢者比率	% 3.6	% 5.0	% -	% 7.1	% -	% 9.8	% -	% 11.6	% -	% 13.9	% -	

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率								
総 数	人 35,176	% △6.0	人 33,434	% △5.0	人 31,183	% △6.7	人 29,083	% △6.7	人 26,034	% △10.5
0歳～14歳	5,607	△18.3	4,497	△19.8	3,717	△17.3	3,178	△14.5	2,573	△19.0
15歳～64歳	23,546	△7.1	21,932	△6.9	19,644	△10.4	17,528	△10.8	14,887	△15.1
うち15歳～29歳(a)	6,711	△5.8	6,503	△3.1	5,545	△14.7	4,452	△19.7	3,243	△27.2
65歳以上(b)	6,012	15.4	7,005	16.5	7,820	11.6	8,377	7.1	8,555	2.1
(a)／総数 若年者比率	% 19.1	% -	% 19.5	% -	% 17.8	% -	% 15.3	% -	% 12.5	% -
(b)／総数 高齢者比率	% 17.1	% -	% 21.0	% -	% 25.1	% -	% 28.8	% -	% 32.9	% -

表 1 - 1 (2) 人口の推移(住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 31,148	—	人 29,235	% —	% △6.1	人 26,359	% —	% △9.8
男	人 14,966	% 48.0	人 14,007	% 47.9	% △6.4	人 12,455	% 47.3	% △11.1
女	人 16,182	% 52.0	人 15,228	% 52.1	% △5.9	人 13,904	% 52.7	% △8.7

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日			
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 24,267	% —	% △7.9	人 23,732	% —	% △2.2	
男 (外国人住民除く)	人 11,453	% 47.2	% △8.0	人 11,219	% 47.3	% △2.0	
女 (外国人住民除く)	人 12,814	% 52.8	% △7.8	人 12,513	% 52.7	% △2.3	
参 考	男(外国人住民)	人 17	% 38.6	% —	人 23	% 45.1	% 35.3
	女(外国人住民)	人 27	% 61.4	% —	人 28	% 54.9	% 3.7

表1-1 (3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 32,389	人 25,444	% △21.4	人 21,958	% △13.7	人 17,401	% △20.8	人 17,680	% 1.6
第一次産業 就業人口比率	% 25.9	% 24.6	-	% 25.5	-	% 25.5	-	% 21.3	-
第二次産業 就業人口比率	% 43.2	% 37.2	-	% 30.9	-	% 28.7	-	% 29.3	-
第三次産業 就業人口比率	% 30.9	% 38.1	-	% 43.6	-	% 45.5	-	% 49.4	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 16,877	% △4.5	人 15,740	% △6.7	人 15,434	% △1.9	人 13,993	% △9.3
第一次産業 就業人口比率	% 20.8	-	% 18.9	-	% 16.6	-	% 14.8	-
第二次産業 就業人口比率	% 27.8	-	% 27.7	-	% 28.4	-	% 27.3	-
第三次産業 就業人口比率	% 51.3	-	% 53.3	-	% 54.9	-	% 57.4	-

区分	平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 12,580	% △10.1	人 10,900	% △13.4
第一次産業 就業人口比率	% 14.6	-	% 14.7	-
第二次産業 就業人口比率	% 23.0	-	% 21.4	-
第三次産業 就業人口比率	% 61.5	-	% 62.2	-

(3) 美唄市の行財政の状況

(ア) 行政の状況

本市は、昭和 25 年 4 月 1 日の市制施行当時は、8 課 3 局の組織体制でしたが、その後、石炭産業の隆盛や閉山など社会経済情勢の大きな変化と、それに伴う行政需要の増大に対応し、行政組織も幾多の変遷を経て、昭和 48 年には部制を採用し、今日に至っています。

昭和 57 年以降は、厳しい行財政の下で、財政の健全化と効率的な組織機構の見直し等を行ってきており、職員数の削減を行ってきた一方、平成 13 年度以降は、効率的な事務運営のため、各種事務システムを導入するとともに、平成 23 年度には美唄市総合住民情報システムの更新を行うなど、市民サービスの向上と事務事業や業務の簡素・効率化に努めてきました。

また、市が保有する情報は、市民の共有財産という認識のもとで、平成 11 年 7 月から情報公開条例を施行し、併せて個人のプライバシー保護を目的とした個人情報保護条例を施行しました。

広域的連携に関しては、平成 3 年 12 月に南空知ふるさと市町村圏組合の設立に参画し、地域情報化の推進や交流事業の推進などに取り組んでいます。

今後においても、地域間の連携を必要とする行政需要はますます増大していくことが予想されることから、住民の利便性や効率性などの検討をしながら対応していく必要があります。

行政組織に関しては、限られた行政資源である人材のより効率的・効果的な活用を図るとともに、定員管理の一層の適正化を推進するため、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を計画期間とした美唄市定員適正化計画(第 2 次)を策定し、人材を柔軟かつ効率的に活用するなど、社会環境の変化や多様化する市民ニーズ等を見極めながら、組織・機構の見直しや、職種ごとの適正配置を行ってきました。

その結果、職員数は、平成 22 年度の 431 人から平成 27 年度では 414 人となり、17 人の削減となりました。

行政機構と職員数

(市長の補助機関)

平成 27 年 4 月 1 日現在

区 分	課所数	係・グループ数	主 な 施 設	職員数	備 考
総務部	6	8		41	
市民部	3	8	一般廃棄物最終処分場・生ごみ堆肥化施設・火葬場	46	
保健福祉部	8	15	子育て支援センター・保健センター・恵風園・恵祥園・保育所	77	
経済部	5	5		30	
都市整備部	5	7	東明公園・中央公園・旭公園・浄水場	41	
会計課	1	1		4	
病院	1	2		76	医療職部門は課係等数に含めない
消防	4	9	消防署・分遣所	46	
計	33	55		361	

(各執行機関)

区 分	課所数	係 数	主 な 施 設	職員数	備 考
議会事務局	1	1		5	
農委事務局	1	1		3	
選管事務局	1	1		1	
監査事務局	1	1		3	
教委事務局	4	13	総合体育館・温水プール・学校給食センター・図書館・市民会館・郷土史料館・コミュニティセンター、アルテピアッツァ美唄	41	学校等は課係等数に含めない
計	8	17		53	
合 計	41	72		414	

(イ) 財政の状況

本市を取り巻く近年の経済状況は、緩やかな回復基調を続けてきてはいるものの、税収の落ち込みなどにより、地方財政は非常に厳しい状況にあり、本市においても、市税などの自主財源に比べ、地方交付税などの依存財源が多くを占めていることから、国の制度等の影響を非常に受けやすい財源構成になっています。

特に、経常収支比率が高く、さらに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、実質公債費比率及び将来負担比率が高い水準にあるなど、財政構造は新たな行政需要に対応する弾力性に乏しく、硬直化の傾向にあります。

また、少子高齢社会や人口減少社会への対応など、分権型社会における自らの責任と選択による主体的な地域づくりを目指すとともに、市民ニーズや社会経済情勢に応じた施策の選択が必要となっています。

このように、厳しい財政状況の中、過疎地域の自立促進を目指すためには、行財政改革をさらに徹底し、行政経費の節減を図るとともに、その運営の簡素・合理化を進めながら、税収の確保や受益者負担の適正化等に努めてきました。

一方、各種施策の優先順位を明確にしながら、限られた財源の重点的・効率的配分を徹底し、健全な行財政運営に努めていかなければならないことから、平成 20 年度から平成 27 年度までを計画期間とする美唄市財政健全化計画を策定し、中長期的な視点に立った財政健全化に取り組んできたところです。

(ウ) 公共施設等の整備状況

公共施設等の整備水準として主なものをあげると、市道改良率については、昭和 45 年度末 27.1 パーセントが平成 26 年度末 69.8 パーセントであり、42.7 ポイント増加し、また、舗装率については、昭和 45 年度末 1.8 パーセントが平成 26 年度末 52.9 パーセントであり、51.1 ポイント増加しています。

水道施設については、老朽化等による配水管改良など、計画的に整備を実施する必要があります。なお、水道普及率は、平成 26 年度末で 99.7 パーセントとなっています。

水洗化率(浄化槽の設置を含む。)については、公共下水道の整備を計画的に実施しているものの、平成 26 年度末で 96.0 パーセントとなっています。

今後については、農村地区などにおける個別排水処理施設(合併処理浄化槽)とともにさらに普及を図っていく必要があります。

また、過去に建設した公共施設等が更新の時期を迎え、老朽化対策が大きな課題となっていることから、施設管理費の財政負担の軽減と人口減少による利用需要の変化の視点から、公共施設等の最適な配置を検討するため、公共施設等総合管理計画の策定を進めます。

表1-2(1) 美唄市財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	22,302,706	17,528,580	17,104,729	16,473,077
一般財源	12,698,093	10,039,484	10,400,582	10,099,461
国庫支出金	2,833,434	2,231,810	2,191,327	1,795,525
道支出金	993,808	600,430	742,524	991,686
地方債	3,109,308	1,811,600	1,037,084	1,055,163
うち過疎債	910,300	204,800	365,600	328,600
その他	2,668,063	2,845,256	2,733,212	2,531,242
歳出総額 B	21,974,282	17,524,190	16,586,503	16,234,460
義務的経費	8,137,079	8,274,826	8,135,894	7,670,991
投資的経費	6,051,838	2,103,253	1,257,084	1,115,724
うち普通建設事業	6,019,087	2,102,640	1,257,084	1,115,724
その他	7,785,365	7,146,111	7,193,525	7,447,745
過疎対策事業費	6,714,868	3,204,349	433,982	403,284
歳入歳出差引額 C(A-B)	328,424	4,390	518,226	238,617
翌年度へ繰越すべき財源 D	16,525	93	14,263	14,123
実質収支 C-D	311,899	4,297	503,963	224,494
財政力指数	0.26	0.26	0.25	0.24
公債費負担比率 (%)	16	23	—	—
実質公債費比率 (%)	—	—	22.3	20.9
起債制限比率 (%)	12.6	15.3	14.1	12.5
経常収支比率 (%)	84.6	94.1	89.6	94.3
将来負担比率 (%)	—	—	229.4	193.3
地方債現在高	23,581,448	25,707,595	22,270,073	18,314,695

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成26年度末
市町村道						
改良率 (%)	27.1	36.6	55.0	66.1	69.3	69.8
舗装率 (%)	1.8	14.0	33.8	46.6	51.9	52.9
農道						
延長 (m)	—	—	—	89,504	159,618	159,618
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	9.5	16.9	16.9
林道						
延長 (m)	—	—	12,926	19,964	19,964	19,964
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	0.6	1.7	1.7	1.7
水道普及率 (%)	89.1	99.7	98.8	99.7	99.7	99.7
水洗化率 (%)	—	S57(4.8)	12.2	56.4	92.3	96.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	22.5	26.4	41.9	35.4	18.9	—

(4) 地域の自立促進の基本方針

本市はこれまで、交響プランに定める都市像である「食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄」の実現を目指し、個性と活力あるまちづくりに努めてきましたが、産業や地域を支える担い手不足、税収の減少など厳しい状況にあります。

また、日本の人口は、2008年(平成20年)を境に人口減少局面に入り、今後、加速度的に高まっていくことが見込まれ、地域においても、人口減少により経済規模が縮小するなど、地域経済社会に与える影響は大きいものと予測されます。

しかし、一方で、ラムサール条約登録湿地である宮島沼をはじめとする豊かな自然やこれまで築いてきた福祉、産業、文化、交流など多様な分野にわたる地域資源を蓄積してきており、地域の自立と活性化に向けた大きな可能性を有しています。

このような状況を踏まえ、活力に満ちた地域社会を築いていくため、歴史や文化を大切にし、地域資源を有効に活用しながら、行政はもとより市民や各種機関・団体をはじめとする多様な主体の参加を促し、相乗効果が生まれる様々な活動を展開するとともに、産業の振興や交流の促進に努め、人口減少下にあっても活力あるまちづくりを進めていきます。

また、平成19年9月に施行した美唄市まちづくり基本条例に基づき、美唄らしい自治の実現を目指すとともに、人材の育成を図り、市民一人ひとりが希望と誇りの持てるふるさとづくりを進めていきます。

今後は、美唄市過疎地域自立促進市町村計画(計画期間：平成22年度～平成27年度)や交響プランの実績を踏まえるとともに、過疎地域自立促進特別措置法の趣旨に基づき、この計画では、主要な施策として次の事項を重点課題として取り組みます。

(ア) 地域特性を活かした交流・産業・雇用の創出

美唄市は、新千歳空港や札幌市から比較的近い距離にあるなど、交通アクセスの良い位置にあることから、本市の自然環境や農村景観、炭鉱遺産のほか、芸術文化交流施設アルテピアッツァ美唄など、本市の特色ある地域資源をPRし、観光や産業づくりに最大限活かしながら、交流を促進するとともに、基幹産業の農業から生まれる産品を活用して農商工連携を図り、雇用につながる産業づくりを進めてまいります。

(イ) 基幹産業である農業の振興

石狩川の中流域にあり、広い農地を有する本市は、農業が基幹産業として位置づけられていますが、米をはじめとする農産物価格の低迷、営農経費の増大や農業従事者の高齢化に伴う農家戸数の減少など、様々な課題があります。

このため、農業に関しては、生産性の向上や担い手農家の農地集積など経営安定に資する基盤整備事業を進めるとともに、商工業との連携により、安全・安心な美唄産農産物の高付加価値化やブランド化を図り、消費者から信頼され支持される産地として発展を目指していきます。

(ウ) 商工業の活性化

美唄駅を中心とした都市基盤の整備はされたものの、人口減少を背景として、事業所の撤退や商店の閉店、大型店の移転や出店などを要因とした中心市街地の疲弊が顕在化していることから、駐車場機能を兼ね備えたイベント広場を設置し、買い物客の誘導を図るとともに、商業者が取り組む買い物送迎バス運行事業を支援し、

中心市街地に人を呼び込み、賑わいを再生するなど商業の活性化の取組を進めます。

また、景気の低迷などの社会情勢の変化により、多くの雇用が期待される企業の誘致は厳しい状況にあります。また、広大な面積、安価な用地、冷涼な気候など、本市が備えている立地条件を活かし、引き続き道外企業の誘致に努めるほか、ホワイトデータセンター構想や食料備蓄拠点構想の実現に向けた取組を進めます。

(エ) 人口減少対策

人口の減少が進展し、生産年齢人口が減少すると、地域の労働力が減少することに加え、地域経済を支える購買層の減少にもつながり、地域活力の低下が懸念されます。また、晩婚化や晩産化、子育てに関する不安感や負担感が増していくことにより、少子化が加速することが心配されます。このことから、少子化に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、都市圏への人口の集中を是正するため、国や道と連携して人口減少対策の取組を進めます。

(オ) 少子化対策

結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現を目指して、国の少子化社会対策大綱が平成 27 年 3 月 20 日に閣議決定されたことを踏まえ、各段階に応じた支援を各関係機関や地域と協力、連携して横断的に取り組むほか、個別計画等に基づく取組等を推進することにより子育て支援の充実を図っていきます。

(カ) 少子高齢社会に対応した医療提供体制の確保と保健・福祉・介護との連携システムの構築

市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、美唄市地域医療再構築プランに基づき、少子高齢社会に対応した保健・福祉・介護との包括的な連携システムの構築に向けた取組を進めるとともに、地域医療構想との整合性を図りながら、市立美唄病院と併設した総合的な保健福祉施設の整備を進めます。

救急医療については、地元医師会や近隣中核病院と緊密な連携を図り、救急搬送や救急医療体制を確保していきます。

また、本市の連携基幹病院である市立美唄病院については、保健・福祉・介護との連携を図りながら、在宅医療や予防医療の充実強化に取り組む必要があります。

このため、経営の安定化や公立病院としての役割を踏まえつつ施設の規模・機能を再編し、老朽化施設の建て替え整備を進めます。

(キ) 美しい環境づくり

地球温暖化防止など、世界的な規模で環境を守る取組が求められています。

日常生活の中では、ごみの減量化やCO₂の削減など、環境に配慮した生活により、良好な環境を次世代に引き継ぐ必要があります。

また、自然環境と農村風景が溶け合ったうらおいのある景観や緑あふれるまち並み、炭鉱遺産など、それぞれの特性を活かして活用していけるよう、魅力ある景観づくりを協働により進めていきます。

(ク) 交通環境の整備と集落・定住対策

鉄道網や高速道路網など、基幹的な交通網の整備は整ったものの、公共交通については人口の減少や高齢化などの影響から利用者数の減少が続いており、市内の交通体系についても、交通空白地域の解消やバスの減便、路線の見直し、さらには、バスに代わる新たな交通体系の構築などが必要な段階にあります。

そのため、将来的に市民生活を支える公共交通などの交通環境の整備に取り組みます。

また、積極的に本市の魅力を情報発信して、既存の住宅ストックや土地の有効活用により、厳しい条件にある集落対策とともに、市外からの定住を促進する取組を民間と連携して進めます。

(ケ) 協働のまちづくりを進めるための「地域力」の向上

まちの活力づくりのためには、将来にわたって市民と市との協働の取組が必要であり、そのためには、産業や文化を支え、協働のまちづくりの担い手となる人づくりと様々な市民活動の活性化が必要です。

また、こころ豊かな人を育む環境づくりや男女共同参画などの人権意識の高揚も、市民一人ひとりの個性と能力を発揮し、まちの活力づくりにつなげていく上で重要です。このようなみんなの力を合わせて、地域の課題を解決する「地域力」を高める取組を進めていきます。

(5) 計画期間

計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 農業の振興

本市の基幹産業である農業は、約 9,400 ヘクタールの耕地を有し、基幹作物である米のほか、小麦、大豆、なたねなどの土地利用型作物、アスパラガス、玉ねぎ、ハスカップなどの野菜、果樹や花きなどを取り入れた複合的な農業経営など、振興作物の定着・拡大の取組を進めています。

農業を取り巻く環境は、輸入自由化による競争の激化や、消費者ニーズの多様化、米をはじめとする農作物価格の低迷などから、極めて厳しい状況におかれています。

また、農家戸数の減少や高齢化が進んでいることに加え、経営規模の拡大やそれに伴う設備投資から、生産農家の経営環境は厳しくなっています。

こうした中、国はTPP交渉に参加し、現在関係国との交渉が行われておりますが、今後の本市農業の経営や地域経済への影響も危惧される所であり、その動向を注視し、必要な対応を行っていく必要があります。

今後は、国の農業政策の方向性を十分に見極めながら、生産基盤の整備、農業用用水路施設の機能維持や長寿命化、経営基盤の強化を推進し、消費者に信頼される安全・安心な売れる農産物づくりを進めるとともに、野菜や花きなどの高収益作物を取り入れた生産性の高い複合経営を目指すなど、農業経営の安定化や地域農業の自立促進、農産物の高付加価値化の推進に努めていく必要があります。

また、担い手や生産組織の育成・確保のほか、潤いのある生活空間をもたらす農村景観や住環境の整備、さらには、「食育」や「地産池消」などに取り組むとともに、農業・農村の有する多面的機能を将来にわたって維持・発揮していくためにも、こうした機能や役割が消費者に理解されるよう情報発信し、地域や生産者が主体的に取り組む農業・農村づくりを進める必要があります。

(イ) 工業の振興

本市は炭鉱閉山後、地域振興を図るため、工業都市への転換を目指し、東明工業団地や空知団地への企業誘致を展開してきましたが、景気の低迷や産業構造などの社会経済情勢の変化により、多くの雇用が期待される製造業の進出意向は少ない状況にあります。

そのような中、北海道バックアップ拠点構想や北海道強靱化計画と連携し、雪冷熱エネルギーを活用したホワイトデータセンター構想や、首都圏の災害時の際の非常食や災害物資等を供給できる食料備蓄拠点構想の実現に向けた取組を進めていきます。

(ウ) 企業の誘致

本市においては、道内 3 大プロジェクトの一つとして造成された空知団地の未分譲地約 45 ヘクタールを平成 26 年度に独立行政法人中小企業基盤整備機構から取得しましたが、土地の売買は平成 21 年を最後に停滞しており、工場の進出は、平成 3 年から平成 4 年までの 2 か年の間に 5 社が建設されて以降、20 年以上進出がない状況にあります。

市では産学官が連携した雪冷熱エネルギーを活用した雪冷房システムがすでに実用化されており、ホワイトデータセンター構想や食料備蓄拠点構想を掲げ、広大な

面積、安価な用地、災害リスクが少なく冷涼な気候を特徴に、道外企業の誘致に努めているところです。

また、美唄ハイテクセンターを活用したコールセンターの立地や、廃校の跡地利用についても進められるなど、景気の回復や災害等発生時の事業継続対策、海外における北海道ブランドの確立などにより、本市においても新たな企業立地の動きが見られるようになってきました。

今後、企業誘致をさらに促進するためには、ホワイトデータセンター構想の推進や農産物等の食品の冷温貯蔵など、雪の価値を最大限にアピールしながら企業誘致に結び付けていく必要があります。

(エ) 商業の振興

商業については、美唄駅周辺土地区画整理事業に伴う店舗のリニューアルなど、商店街の近代化が進められたものの、周辺地域における郊外型大型店の進出や人口の減少、さらには経営者の高齢化による後継者不足など、商業を取り巻く環境が非常に厳しい状況にあり、購買力の市外流出が増加する傾向にあります。

また、商店数も卸売業・小売業合わせて、昭和60年には470店舗でしたが、平成26年には233店舗まで減少すると同時に、空き店舗や空き地の増加などにより、空洞化が進んでいます。

そのため、中心市街地での賑わい創出を図るための事業を支援するほか、国などが行っている商業施策などの情報提供を積極的に行うとともに、個性ある商店街づくりやインターネットによる販売など、消費者のニーズを捉えたサービス向上の取組を促進し、市民が楽しく買い物ができる、魅力ある商店街づくりと安定した経営ができる商業環境づくりを進めます。

(オ) 観光・レクリエーション

本市の観光・レクリエーション事業については、道道美唄富良野線の開通を見据え、新たな交流拠点整備の在り方について検討するとともに、交流拠点施設「ゆ〜りん館」やアルテピアッツァ美唄、炭鉱メモリアル森林公園などの産業遺産や宮島沼などの本市が有する地域資源と、芦別市、富良野市など、周辺都市との回遊ルートの形成に加え、新たな観光ルートにおけるサイクリングツアーなどのイベント実施、シニア層や外国人を対象としたドライブ観光ルートを作成するとともに、市内金融機関や道と連携を図り、台湾やタイのメディア、旅行会社へのプロモーション・招聘に取り組み、外国人観光客の増加を図るほか、Wi-Fiなどの通信・情報環境や外国語表示標識等の設置など、受入環境の整備を行い、海外観光客を含めた交流人口の増加の取組を進めます。

(2) その対策

(ア) 農業生産基盤整備の推進

(イ) 消費者に信頼され、安全・安心な売れる農産物づくりの推進

(ウ) 「食育」と「地産地消」の推進

(エ) グリーン・ツーリズムや都市と農村との交流の推進

(オ) 農商工連携の推進

(カ) ホワイトデータセンター構想の実現に向けた企業誘致の推進

- (キ) 企業活動の活性化と経営の安定化
- (ク) ICT(情報技術)関連産業の創出等の促進
- (ケ) 中心市街地の活性化の促進
- (コ) 外国人観光客を含めた観光・交流活動の促進
- (サ) 新たな観光ルートの発掘とサイクリングツアーの開催

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	国営農地再編整備(美唄地区)	国	
		国営北海土地改良事業(農業用排水)	国	
		経営体育成基盤整備(大富第1地区)	北海道	
		経営体育成基盤整備(大富第2地区)	北海道	
		経営体育成基盤整備(大富第3地区)	北海道	
		経営体育成基盤整備(大富第4地区)	北海道	
		経営体育成基盤整備(北美唄地区)	北海道	
		経営体育成基盤整備(進徳一心第1地区)	北海道	
		経営体育成基盤整備(峰延第1地区)	北海道	
		経営体育成基盤整備(進徳一心第2地区)	北海道	
		経営体育成基盤整備(峰延第2地区)	北海道	
		経営体育成基盤整備(豊葦地区)	北海道	
		排水路整備(大富地区)	北海道	
		楊水機場整備(中村南地区)	北海道	
		楊水機場整備(大沼地区)	北海道	
		楊水機場整備(美唄第1地区)	北海道	
		楊水機場整備(二幹川第3地区)	北海道	
		楊水機場整備(沼乙地区)	北海道	
		楊水機場整備(中美地区)	北海道	
		楊水機場整備(西美3地区)	北海道	
	国営かんがい排水事業(北海地区)	国		
	農業用排水路整備事業	美唄市		
	排水機場管理運営事業	美唄市		
	排水機場整備事業	美唄市		
	(8) 観光又はレクリエーション	交流拠点施設整備	美唄市	
		公共サイン施設整備	美唄市	

(9)過疎地域自立 促進特別事業	食にこだわったまちづくり推進(基金事業) (内容) 農業や食を中心とした特産品などのPR・販売等を市民・関係団体等との協働により取り組む。 (必要性) 農業や食を中心とした特産品の販路拡大・PR、加工品開発のほかに地域資源を有効に活用した交流を推進し、まちの活力を高めていく必要がある。 (効果) 農業や食を通じた交流の促進や農産物・特産品の販路拡大等により地域の活性化が図られる。	美唄市	
	観光振興(基金事業) (内容) 観光情報の発信やパンフレット作成・配布等により観光PRを行うとともに、近隣自治体と連携した広域観光の形成を図る。 (必要性) 積極的な観光PRにより交流人口を増加させる必要がある。 (効果) 交流人口の増加により地域活性化が図られる。	美唄市	
	美唄観光物産協会支援(基金事業) (内容) 美唄観光物産協会が実施する観光イベント等に対して助成を行う。 (必要性) 観光イベント等の実施により交流人口を増加させる必要がある。 (効果) 交流人口の増加により地域活性化が図られる。	美唄市	
	農商工連携促進(基金事業) (内容) 農産物の高付加価値化を図るため、新商品の研究・開発、販路開拓に対して助成を行う。 (必要性) 市の基幹産業である農業と加工業・小売販売業の連携を図り経済振興につなげる必要がある。 (効果) 農産物を活用した新商品の開発・販売促進を図ることができる。	美唄市	
	新産業創出支援(基金事業) (内容) 新しい産業創出のため新製品や新技術の開発を支援する。 (必要性) 産業の活性化に向け新たな新製品開発・新技術開発が必要である。 (効果) 新製品や新技術の開発により経済活動の活性化を図ることができる。	美唄市	
	国設スキー場整備 (内容) 老朽化した施設やリフト等、スキー場設備の改修を行う。 (必要性) 交流活動を推進するため、観光・レクリエーションの場であるスキー場を適正に維持管理する必要がある。 (効果) 観光・交流人口の場が確保され、地域活性化が図られる。	美唄市	
	観光・交流施設環境改善 (内容) 観光・交流施設の適正管理や長寿命化のため、施設・設備の改修を行う。 (必要性) 観光・交流の促進を図るためには、交流拠点施設の良い環境を確保していく必要がある。 (効果) 観光・交流の促進に資する。	美唄市	
	市内消費拡大促進 (内容) びばい商品券運営協議会が行うプレミアム付き商品券発行事業に対し、支援を行う。 (必要性) 購買力の市外流出を抑制するためには、地元商店街等における市内消費の拡大を促す必要がある。 (効果) 地域商業の活性化や中心市街地の活性化が図られる。	美唄市	

		<p>中心市街地元気創出 (内容) 商業組織等が行う中心市街地の活性化に関する事業費の一部を支援する。 (必要性) 中心市街地の活性化を図るためには、地域の実態に応じた事業者の自主的な取組を促進していく必要がある。 (効果) 地域商業の活性化や中心市街地の活性化を図ることができる。</p>	美唄市	
		<p>企業誘致・地場産業振興支援 (内容) 企業誘致活動を進めるとともに、地場産業の設備投資を促進するために支援を行う。 (必要性) 工業団地の有効活用及び市内の設備投資の拡大による企業活動の活性化を図る必要がある。 (効果) 企業の立地や市内設備投資の活性化による経済振興を図ることができる。</p>	美唄市	
		<p>農業生産振興 (内容) 農産物の生産振興に向けた支援を行う。 (必要性) 農産物の生産を拡大するためには、需要性の高い作物や地域に適応した作物の生産を促進する必要がある。 (効果) 基幹産業である農業の振興が図られる。</p>	美唄市	
		<p>農業生産振興(G P S 基地局設置) (内容) 高精度の電波を受配信する基地局の設置を支援する。 (必要性) 農家戸数の減少等により、経営規模の拡大に伴い効率的で安定した農業経営を行うため、G P S等を活用した先進農業技術等の導入推進を図る必要がある。 (効果) 農作業機器を活用することにより、労力や作業時間、経費の削減など農作業環境の改善が図られる。</p>	民間	
		<p>合宿誘致推進 (内容) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致のため、各関係機関・団体への誘致要望活動を実施するとともに、スポーツ合宿受入の準備を進める。 (必要性) まち全体の活力づくりのためには、地域の魅力を広くPRし、観光の振興を図ることで、交流人口を増加させる必要がある。 (効果) 交流人口の増加により観光交流や経済交流、教育・文化交流、国際交流など、市民レベルの様々な地域間交流が活発となり、まち全体の活力づくりにつながる。</p>	美唄市	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

(ア) 道路

本市の道路は、基幹道路である一般国道 12 号が市域を南北に延長 17.1 キロメートル、北海道縦貫自動車道が東部山麓地域を南北に 17.05 キロメートル、それぞれ縦断しています。

道道は、道道美唄月形線、道道江別奈井江線、道道美唄富良野線など、主要道道 4 路線、一般道道 7 路線で総延長 83.0 キロメートル、市道については、623 路線、総延長 507.5 キロメートルとなっています。

北海道縦貫自動車道は、昭和 62 年に札幌・美唄間が開通し、札幌圏と 40 分で結ばれ、物流の円滑化など地域経済の振興に大きく貢献しています。

国道 12 号は、札幌と旭川を結ぶ道央の基幹道路として、産業や観光面で重要な路線ですが、モータリゼーションの進展に伴い交通量も多く、事故防止や交通渋滞の解消を図るため、現在、4 車線化の工事が進められているものの、全線の拡幅が課題となっています。

このほか、主要道道美唄富良野線については、道央圏と富良野や帯広方面を結ぶ基幹道路であり、また、地域経済の活性化や交流の促進などに向けて重要な道路であることから、早期開通が大きな課題となっています。

道路の整備状況は、国道は全線舗装、道道は改良率 96.3 パーセント、舗装率 94.5 パーセント、市道は改良率 69.8 パーセント、舗装率が 52.9 パーセントであり、市道の整備が課題となっています。

除排雪については、冬期の交通安全の確保を図るため、国道や道道をはじめ、市道の主要幹線道路の一貫した除排雪体制を確保しているものの、市民に身近な生活道路における除排雪の充実が求められています。

今後においては、子どもたちの通学通園の安全確保や、高齢者や障がいのある方などが、安全に歩けるまちづくりを目指して、除排雪体制の一層の充実を図ることが必要です。

(イ) 橋りょう

広域交通の拡大とモータリゼーションの進展により、道路整備と合わせ、橋りょうの整備も課題となっています。

現在、市内には国道、道道を含め、永久橋が 320 橋、木造橋が 10 橋、合わせて 330 の橋りょうがあります。

近年では、光専橋や秋星橋などを架換えたところですが、今後においても、河川改修や道路改良との関連を考慮しながら、修繕計画に基づく老朽化した橋りょうの架換えや修繕を進めていく必要があります。

(ウ) 交通

鉄道交通は、JR 函館本線が市街地中心部を南北に縦断しており、市内には美唄駅のほか、峰延駅、光珠内駅、茶志内駅があり、美唄駅には特急列車が 1 時間に 1～2 本ほど停車し、札幌や旭川方面への交通の利便性は高い状況にあります。

バス交通については、人口の減少やマイカーの普及などの社会情勢の変化から、利用客が年々減少し、民間バス事業者の撤退により、地域住民の足の確保を図るた

め、平成14年度からは、市民バスとして美唄市が主体となりバスの運行を行っています。

平成24年度からは、市民バス東線を循環方式による運行に変更し、市民バス西線は、スクールバスとの混乗運行として実施しています。

また、人口減少の著しい地区や、バス停までの距離が遠いなど、利用者にとって不便な地域においては、乗合タクシーによる運行を行っています。

運営面では、利用客が年々減少する中で、民間バスを含め、経営状況は極めて厳しい状況にあることから、今後においては、住民の交通手段を確保しつつ、より効率的な運行を目指すという視点から、民間を含めた総合的な公共交通の在り方を検討していく必要があります。

(エ) 情報化の推進と地域間交流

情報化については、これまでに、地域衛星通信ネットワークを活用した北海道総合行政情報ネットワークや全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備し、防災体制の充実に努めたほか、緊急通報システムや図書館蔵書検索システムの整備、市ホームページの開設、市民利用端末の導入、ITサポートセンターの開設、北海道電子自治体プラットフォーム構想への参加による電子申請等の開始など、市民生活の安全や利便性の向上を図る視点から取り組むとともに、健康管理システム、高齢者・障がい者等サービス提供システム、公文書情報提供システムの導入等による事務処理の高度化及び効率化、地上波デジタルテレビ放送への対応として、難視聴地域である我路地区のサテライト局の整備等を行ってきました。

また、インターネットなどの情報通信基盤の充実に図るため、平成22年3月から、光回線のサービス提供が開始されました。

今後においては、高度化、多様化する住民ニーズに対応した、より質の高い行政サービスを提供するため、行政情報の充実とともに、光回線のサービスエリア拡大を図る必要があります。

地方分権の一層の推進により、地域間競争がますます激しくなることが見込まれる中で、時代の変化を的確に捉え、それぞれの地域が知恵を出し合いながら活力ある地域づくりを推進していくためには、自然や歴史、文化、産業などの地域資源を活かして幅広い交流を進め、美唄の個性と魅力を高めていく必要があります。

このため、交通網の整備とともに移住・定住の取組を進め、地域間交流の拡大を図っていかねばなりません。

(2) その対策

(ア) 国道12号の全線4車線化促進

(イ) 主要道道美唄富良野線ほか2路線の整備促進

(ウ) 市道の改良、道路舗装、道路交通網の整備促進

(エ) 市道の適正な維持管理

(オ) 除排雪体制の充実

(カ) 橋りょうの点検と計画的な修繕・架換えによる長寿命化

(キ) 市民に身近な生活交通の確保

(ク) 人口減少下における総合的な公共交通の検討

(ケ) 地域情報化施策の推進及び行政情報化施策の充実

道路の整備状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

(単位：m、%)

区分	路線数	総延長	改良済延長 (改良率)	未改良		舗装延長 (舗装率)	砂利道 延長
				延長	うち自動車 通行不能		
国道	1	17,100	17,100 (100.0)	—	—	17,100 (100.0)	—
道道	10	83,000	79,900 (96.3)	3,100	—	78,400 (94.5)	4,600
市道	623	507,514	354,042 (69.8)	153,472	526	268,361 (52.9)	239,152
合計	634	607,614	451,042 (74.2)	156,572	526	363,861 (59.9)	243,752

橋りょうの状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	橋りょう数			延長 (m)			面積 (㎡)		
	永久・ 半永久橋	木造橋	計	永久・ 半永久橋	木造橋	計	永久・ 半永久橋	木造橋	計
国道 橋	18	—	18	277	—	277	4,774	—	4,774
道道 橋	50	—	50	2,778	—	2,778	46,928	—	46,928
市道 橋	252	10	262	4,233	48	4,281	27,242	167	27,409
合計	320	10	330	7,288	48	7,336	78,944	167	79,111

市道のうち、主要集落を結ぶ主要幹線は次のとおりである。

路 線 名	延 長	現 況 巾 員	備 考
都 市 計 画 街 路	m	m	
大 通	8,830	12.0~27.0	
東 明 通	3,450	9.5~23.0	
栄 通	930	10.0~16.8	
翠 明 通	2,820	6.0~22.5	
あ か し あ 通	2,420	7.0~24.9	
明 治 通	920	7.5~23.7	
新 川 通	920	16.0~20.0	
昭 和 通	920	9.0~28.2	
旭 通	3,440	6.5~28.3	
東 雲 通	1,250	5.1~16.0	
菜 の 花 通	3,270	8.5~29.0	
東 3 条 通	1,660	5.5~18.3	
三 井 通	1,770	9.6~32.5	
し ら か ば 通	3,040	7.0~26.4	
か え で 通	3,400	5.5~18.0	
三 線 通	1,280	18.0~35.0	
す ず か け 通	920	6.0~14.6	
東 明 公 園 通	440	6.5~13.6	
西 一 線 通	560	16.0~25.8	
銀 河 通	330	5.0~30.6	
中 央 通	90	12.8	
末 広 東 通	390	6.3~19.8	
東 2 条 通	430	5.8	
コ ス モ ス 通	120	8.0	
合 計	43,600		

路 線 名	延 長	現 況 巾 員	備 考
主要幹線道路（1級）	m	m	
三 井 通	2,390	8.5～32.5	
東 2 1 線	1,280	3.1～15.0	
光 珠 内 東 2 1 線	943	3.0～18.0	
峰 延 本 町 東 線	377	5.7～12.8	
光 珠 内 山 麓 道 路	564	7.5～19.2	
南 美 唄 ・ 光 珠 内 線	3,615	7.5～18.0	
明 治 通	2,801	7.0～23.7	
西 2 1 線	5,936	3.5～25.7	
光 珠 内 西 2 1 線	2,101	7.5～18.2	
進 徳 西 2 号 線	2,461	7.5～ 8.9	
開 発 ・ 峰 延 西 5 号 線	390	6.5～16.0	
西 1 6 号 線	635	3.5～ 6.0	
晩 生 内 線	4,667	9.8～19.0	
元 村 西 1 4 線	568	4.5～17.0	
沼 の 内 西 1 4 線	2,163	3.7～18.2	
西 1 0 線	6,584	6.0～29.0	
西 5 線	1,686	7.0～19.1	
西 4 線	2,261	5.5～18.1	
西 3 線	1,675	4.9～35.0	
西 3 号 線	6,800	7.5～12.5	
西 1 5 号 線	655	5.0～ 6.8	
空 知 団 地 線	144	6.0	
共 練 川 西 線	546	3.3～ 7.0	
東 4 線	993	5.0～15.2	
東 明 菜 の 花 ・ 公 園 線	1,816	7.5～15.5	
東 4 条 通	255	7.8～10.3	
新 川 通	1,299	8.8～31.8	
稻 穂 通	213	4.5～15.0	
新 栄 通	481	10.5～18.0	
か え で 通	1,236	9.2～14.5	
し ら か ば 通	1,224	7.0～26.4	
旭 通	3,232	6.5～28.3	
東 雲 線	741	3.0～30.6	
東 3 条 通 り	1,600	5.5～20.6	
翠 明 通	1,771	3.6～22.5	
菜 の 花 通	3,328	5.5～29.0	
美 培 線	953	5.5～18.0	
昭 和 通	931	9.0～28.5	
あ か し あ 通	634	7.0～26.5	
合 計	71,949		

路 線 名	延 長	現 況 巾 員	備 考
主要幹線道路（2級）	m	m	
進 徳 南 美 唄 線	2,261	8.3~20.0	
東 2 4 線	1,159	3.0~18.2	
川 内 線	2,101	4.5~26.5	
光 珠 内 東 山 2 号 線	1,640	7.3~13.2	
西 1 8 線	2,809	7.5~16.3	
開 発 西 1 8 線	7,816	6.0~18.1	
上 美 唄 ・ 大 富 西 2 0 線	4,704	4.0~18.1	
西 2 1 線	1,920	3.5~25.7	
西 2 4 線	3,888	7.5~21.0	
豊 葦 西 2 6 線	1,150	5.0~18.1	
西 2 7 線	2,095	3.5~18.2	
下中の沢・大願西2号線	1,489	3.1~ 8.2	
北 美 唄 ・ 峰 樺 西 6 号	7,363	4.5~19.0	
西 1 0 号 線	8,470	4.0~15.0	
上 美 唄 西 1 2 号 線	2,185	3.8~ 6.5	
西 1 7 号 線	3,869	6.5~11.5	
西 1 9 号 線	2,934	7.0~ 9.5	
元 村 西 1 4 線	4,313	4.5~17.0	
茶 志 内 西 2 の 2 号 線	1,646	5.0~ 9.4	
沼 の 内 西 4 号 線	3,171	4.0~13.5	
北 美 唄 ・ 茶 志 内 西 5 号 線	553	4.5~ 7.5	
東 田 所 線	666	2.5~13.5	
産 化 美 唄 線	820	3.5~7.5	
奔 美 唄 北 線	464	3.0~ 5.5	
東 5 条 通	1,590	5.2~16.5	
す ず か け 線	1,310	4.1~12.8	
西 4 条 通	1,237	5.0~16.8	
東 8 線	232	3.8~14.7	
合 計	73,855		

鉄 道

社 名	路 線 名	区 間	運行回数
J R 北海道	函館本線	上り 美唄～岩見沢・札幌・ 千歳新空港・手稲・小樽	42片便
		下り 美唄～滝川・旭川・網走	43片便

バ ス

社名等	路 線 名	区 間	運行回数	
中央バス	岩見沢美唄線	美唄⇒岩見沢	平日 10 便 土日祝 9 便	
		岩見沢⇒美唄	平日 10 便 土日祝 7 便	
		滝川美唄線	美唄⇒滝川	平日 13 便 土日祝 8 便
			滝川⇒美唄	平日 12 便 土日祝 8 便
	月形線	岩見沢⇒(大富)⇒月形	平日 8 便 土日祝 8 便	
		月形⇒(大富)⇒岩見沢	平日 9 便 土日祝 8 便	
		高速びばい号	美唄⇔札幌	1 便
	美自校 観光バス	南美唄線	美唄⇒南美唄	平日 15 便 土 12 便 日祝 11 便
南美唄⇒美唄			平日 15 便 土日祝 11 便	
美唄市		東線	美唄⇒東明通経由⇒美唄	11 便
			美唄⇒旭通経由⇒美唄	11 便
	市民バス ()はス クールの バス混 乗便	(茶志内・中村線)		3 便
		茶志内・中村・沼の内線	美唄～沼の内～中村～茶志内～日東	(春夏冬休み運行) 7 便
		(茶志内・日東線)		3 便
		(開発線)		3 便
		(北沼の内線)		3 便
		(西美唄・大富線)		3 便
		上美唄線	美唄～上美唄～西美唄	(春夏冬休み運行) 8 便
		(上美唄・元村・中美唄線)		3 便
		進徳・拓北線	美唄～進徳～拓北～上美唄	(春夏冬休み運行) 7 便
		(拓北・豊葦・光珠内・峰延線)		3 便
	(峰延・峰樺線)		3 便	
	乗 合 タ ク	盤の沢・我路方面	美唄～盤の沢～我路	4 便
茶志内・日東方面		美唄～癸巳～茶志内～日東	火曜・金曜 3 便	
中村・沼の内方面		美唄～沼の内～北美唄～中村		
西美唄・開発方面		美唄～開発～上美唄～西美唄		

市民バス事業の推移

(単位：人、千円)

年 度	路線名	輸送人員	収 入	支 出	差引額
平成 20 年度	西線	10,523	19,862	49,420	△29,558
	東線	86,652			
平成 21 年度	西線	9,935	19,718	48,206	△28,488
	東線	87,909			
平成 22 年度	西線	8,588	18,250	46,861	△28,611
	東線	86,710			
平成 23 年度	西線	7,293	18,730	48,126	△29,396
	東線	76,292			
平成 24 年度	西線	6,168	15,190	41,898	△26,708
	東線	74,086			
平成 25 年度	西線	4,314	18,914	42,220	△23,306
	東線	76,421			
平成 26 年度	西線	4,258	29,590	48,314	△18,724
	東線	76,099			

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 交通通信 体系の整備、情報 化及び地 域間交流 の促進	(1)市町村道 道路	西21線道路改良舗装 L=1,940m W=5.5m	美唄市		
		美倍線道路改良舗装 L=740m W=5.5m	美唄市		
		進徳東1号線舗装 L=450m W=5.5m	美唄市		
		拓北・峰樺西7号線舗装 L=2,600m W=4.0m	美唄市		
		ゆたかニュータウン1線改良舗装 L=400m W=5.5m	美唄市		
		開発・峰延西5号線改良舗装 L=430 W=5.5m	美唄市		
		しらかば通改良舗装 L=1,300m W=5.5m	美唄市		
		すずかけ通改良舗装 L=600m W=5.6m	美唄市		
		峰延東5号線改良舗装 L=550m W=5.5m	美唄市		
		西5条北2丁目線改良舗装 L=200m W=5.5m	美唄市		
		しらかば団地内改良舗装 L=300m W=5.5m	美唄市		
		中央団地内改良舗装 L=1,100m W=5.5m	美唄市		
		橋りょう	入初橋整備 L=31m W=4.5m	美唄市	
			協和橋整備 L=7m W=7.0m	美唄市	
	学田橋整備 L=63m W=4.0m		美唄市		
	落合橋整備 L=19m W=4.5m		美唄市		
	稲見橋整備 L=54m W=6.0m		美唄市		
	奔美唄橋整備 L=23m W=7.0m		美唄市		
	長渡橋整備 L=68m W=7.0m		美唄市		
	光珠内跨道橋整備 L=45m W=4.0m		美唄市		
	山の手跨道橋整備 L=75m W=5.0m		美唄市		
	峰延跨道橋整備 L=52m W=5.0m		美唄市		
	旭町跨道橋整備 L=46m W=5.0m		美唄市		
	10線橋整備 L=115m W=6.0m		美唄市		
	美山橋整備 L=13m W=7.5m		美唄市		
	栄橋整備 L=83m W=6.0m		美唄市		

	開親橋整備 L=88m W=6.0m	美唄市	
	伊藤橋整備 L=42m W=4.5m	美唄市	
	5号線橋整備 L=72m W=7.0m	美唄市	
	もみじ橋整備 L=6m W=4.8m	美唄市	
	白竜橋整備 L=6m W=4.8m	美唄市	
	新川人道橋整備 L=14m W=1.5m	美唄市	
	清流橋整備 L=7m W=4.0m	美唄市	
	盤溪橋整備 L=26m W=4.0m	美唄市	
	桜橋整備 L=21m W=4.0m	美唄市	
	柳橋(その1)整備 L=4m W=9.0m	美唄市	
	柳橋(その2)整備 L=10m W=1.5m	美唄市	
	新川橋整備 L=16m W=31.0m	美唄市	
	新中央橋整備 L=11m W=21.9m	美唄市	
	銀栄橋整備 L=4m W=7.2m	美唄市	
	旭3条橋整備 L=5m W=9.2m	美唄市	
	開運橋整備 L=3m W=7.1m	美唄市	
	聖華橋整備 L=5m W=4.5m	美唄市	
(7)自動車等 自動車			
	市民バス購入(小型2台)	美唄市	
(11)過疎地域自立 促進特別事業	移住定住促進対策(基金事業) (内容)市内の土地・住宅を購入し、市外から移住した者に対し、その購入費用の一部を助成する。 (必要性)人口減少が進む中、人口増加に向けた取組として、移住定住を促進する必要がある。 (効果)定住人口の増加により、地域活性化が図られる。	美唄市	

		<p>生活交通路線確保対策 (内容) 地域間を運行する民間バス事業者に対し、路線維持のため赤字分を沿線自治体で補助する。 (必要性) 日常生活に必要な移動を公共交通に依存しなければならない市民にとって、生活交通路線の確保は不可欠である。 (効果) 地域間幹線系統バス路線が確保されることにより、安心して通院や通学等に利用することができる。</p>	美唄市	
		<p>道路ストック総点検 (内容) 第三者被害が大きいと想定される幹線道路の道路施設や橋りょうの総点検を実施する。 (必要性) 市民生活や経済の基盤であるインフラが的確に維持されるよう図るとともに、道路施設等の老朽化による被害を未然に防ぎ、道路利用者の安全を確保するためには、第三者被害が大きいと想定される幹線道路の道路施設等を総点検する必要がある。また、道路法の一部が平成26年7月に改正され予防保全の観点を踏まえて道路施設等の点検を行うことが明確化されている。 (効果) 市民生活や経済の基盤であるインフラの的確な維持に資するとともに、道路施設の老朽化による被害を未然に防ぎ、道路利用者の安全を確保することにつながる。</p>	美唄市	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 水道施設

本市の水道施設は、昭和 57 年の美唄ダムの完成により、水源の確保が図られ、桂沢ダムを取水源とする広域水道と合わせた豊富な水源により、水道水の安定供給が可能となっています。

今後においては、人口減少に伴う給水収益の減少に対応するため、水道事業統合を検討するなど、さらなる効率化を目指すとともに、安全で安定した飲料水の供給に努めるため、老朽配水管の改良や工業用水道も含め浄水場施設の整備を計画的に実施する必要があります。

給水状況

区 分	給 水		配水管延長 m	年間配水量 m ³
	戸 数	人 口		
平成21年度	12,606	26,354	322,000	3,066,459
平成22年度	12,565	25,884	323,691	3,081,675
平成23年度	12,344	25,265	322,690	3,088,163
平成24年度	12,198	24,711	322,181	3,051,787
平成25年度	12,111	24,229	322,654	3,059,813
平成26年度	12,216	23,723	325,286	2,913,341

(イ) 廃棄物処理施設

今日、廃棄物処理や地球温暖化など、様々な環境問題が深刻化しており、環境に対する住民意識も高く、今後は、環境にやさしい循環型社会の創造に向けて取り組んでいかなければなりません。

本市では、昭和 57 年に南美唄地区にごみ処理センターが完成し、平成 5 年に埋立処分場の供用を開始し、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの埋立処分を行ってきました。

平成 11 年度には、容器包装リサイクル法の施行に合わせ、ごみの減量化・再資源化の拠点施設として新しいリサイクルセンターを建設し、平成 12 年 4 月から、全市を対象に缶類、ビン類、段ボール類、紙パック類、ペットボトル、プラスチック類の資源ごみの分別収集を実施しています。

また、平成 14 年 12 月からのダイオキシン類の規制強化により、既存の焼却施設を廃止したため、可燃ごみを含め、全量埋立処分とし、平成 19 年度からは、新しい一般廃棄物最終処分場の供用を開始しました。今後については、焼却施設の解体について検討を進めます。

平成 27 年度には、生ごみ堆肥化施設の供用を開始し、分別収集した生ごみを堆肥にして循環利用しています。また、可燃ごみについては、岩見沢市に整備した広域

焼却施設における焼却処理を開始しました。このことにより、循環型社会の形成を推進するとともに、一般廃棄物最終処分場における埋立量を抑制し、延命化を図ることができました。

今後のごみ処理については、最終処分場が平成 32 年度中に満杯となる見込みであることから、新たな処分方法について検討を進めるほか、引き続き、サンアール推進員や関係団体の協力を得ながら、資源ごみのリサイクルや、ごみの減量化を徹底するとともに、効率的な収集体制を充実し、地球にやさしい環境づくりに努める必要があります。

また、し尿処理については、美唄市し尿処理場における受入れを平成 26 年度に終了し、石狩川下水道組合奈井江浄化センターにて広域処理を開始しました。今後については、し尿処理場の解体について検討を進めます。

(ウ) 下水道施設等

本市の公共下水道事業は、健康で快適な生活環境をつくり、また、美しい自然環境を保全するため、昭和 54 年から石狩川流域関連公共下水道事業として着手し、今日に至っています。

汚水整備については、平成元年には空知団地、平成 2 年には市街地の一部を供用開始し、平成 26 年度末で人口普及率は 76.9 パーセントとなり、今後とも年次計画に基づいて整備を推進し、普及率の向上と水洗化の促進に努めなければなりません。

また、公共下水道計画区域外の地域については、個別排水処理施設(合併処理浄化槽)の整備を推進していく必要があります。

なお、雨水整備については、市街地の浸水解消を図るため、必要に応じ整備を推進していきます。

(エ) 火葬場

本市の火葬場は、平成 14 年度に供用を開始し、人体及び動物(ペット)の火葬を行っている市内唯一の施設です。今後も、施設を安定して稼働させるため、計画的に設備の修繕を行う必要があります。

(オ) 消防施設

近年の都市化の進展、技術革新、高度情報化、人口の高齢化等の社会情勢の変化に伴い、災害の様相は複雑多様化かつ大規模化しており、従来考えられなかったタイプの災害が発生するなど、現代社会の災害に対する新たな脆(ぜい)弱性が指摘されています。

本市においても、石狩平野の中央に位置し、石狩川と美唄川の河川を有するとともに、洪水の浸水想定地区を数多く有し、道央地区の大動脈である国道 12 号と道央自動車道が縦貫するなど、災害発生の危険性は高い状況にあります。

救急業務については、救急救命士の処置範囲の拡大や、管外医療機関への搬送件数の増加に伴い、搬送中の処置時間も延長してきているため、救急隊員の資質の向上や救急資器材の整備が一層求められています。

消防機動力は、消防ポンプ自動車 4 台、水槽付消防ポンプ自動車 3 台、小型動力ポンプ付水槽車、化学消防車、はしご車、小型動力ポンプ積載車 4 台、小型動力ポンプ 7 台、救助工作車、高規格救急自動車 2 台、指揮車、査察車を有し、消防水利施設は、防火水槽 74 基、消火栓 438 基を備えています。

消防組織機構は、消防本部 1、消防署 1、分遣所 2 で、消防職員は 46 名在職し、消防団は団本部 1、分団 9 で、消防団員 250 名で編成しています。

消防救急無線については、電波法に基づく周波数割当計画の改正等により平成 28 年 5 月末までに、デジタル化することとされています。

今後も、市民生活の安全確保を図るため、消防施設の充実、消防力の強化とともに、広域化の検討を含め、組織の見直しや効率化に努め、安全なまちづくりを目指していく必要があります。

(カ) 公営住宅

公営住宅については、これまでに年次計画に基づいて、老朽化した住宅の建て替えを進め、誰もが安心して暮らせる住まいづくりを目指してきました。

今後は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存住宅の長寿命化などによる居住水準の向上と居住環境の確保を図る必要があります。

(キ) 公園

公園は、生活にやすらぎと潤いを与える施設として、市民生活に欠かすことのできないものであり、自然とのふれあい、スポーツ・レクリエーション等を通じて、豊かな人格の形成にも必要な場として、多種多様な活用が図られています。

市民の憩いの場である公園については、総合公園である東明公園のほか、近隣公園 3、街区公園 10 などがあります。

今後は、公園利用者の安全性の確保と、遊具など公園施設の長寿命化計画に基づいた修繕や更新が必要となっています。

(ク) その他

自然災害等の発生に備えた、地域ごとの防災体制の整備が求められています。

市内の自主防災組織は、平成 26 年度末で 19 組織ありますが、組織率(世帯数ベース)では、15.9 パーセントとなっています。

防災に関する知識の普及や訓練による初動体制の確立など、地域の防災力の向上は、災害発生時の被害拡大を防止する上で重要であることから、今後も、自主防災組織の育成に向けて、一層の取組が必要です。

また、災害発生後の被災者に対する避難支援として、必要最低限の備蓄品の整備が必要となっています。

(2) その対策

(ア) 安全で安定した飲料水の供給

(イ) ごみの減量化・再資源化の推進と循環型社会への対応

(ウ) 一般廃棄物最終処分場における新たな処分方法の検討

(エ) 公共下水道及び個別排水処理施設の整備推進と水洗化の促進

(オ) 消防力の強化と施設・設備の整備

(カ) 防火意識の高揚と救急救命体制の充実

(キ) 公営住宅の居住環境の計画的な整備による長寿命化

(ク) 公園施設の点検と計画的な修繕・更新による長寿命化

(ケ) 自主防災組織の育成

(コ) 安全安心な生活環境の確保と景観保全のための公共施設等解体撤去

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
3 生活環境 の整備	(1)水道施設				
		上水道	配水管改良	美唄市	
		その他	浄水場施設改良	美唄市	
	(2)下水道処理施設	公共下水道			
			公共下水道整備	美唄市	
			特定環境保全公共下水道整備	美唄市	
			石狩川流域下水道整備(負担金)	北海道	
		その他	個別排水処理施設整備	美唄市	
	(3)廃棄物処理施設	ごみ処理施設			
			ごみ処理施設整備	美唄市	
			リサイクルセンター整備	美唄市	
		その他	ごみ収集車整備(5台)	美唄市	
	(4)火葬場				
		火葬場環境整備	美唄市		
	(5)消防施設	消火栓整備(新設10基、更新25基)	美唄市		
		水槽付消防ポンプ自動車整備(2台)	美唄市		
		大型水槽車整備	美唄市		
		小型ポンプ積載車整備(2台)	美唄市		
		はしご付消防自動車整備	美唄市		
		指揮車整備	美唄市		
		高規格救急自動車及び積載資器材整備	美唄市		
		消防施設整備	美唄市		
	(6)公営住宅				
		公営住宅改善	美唄市		

(7)過疎地域自立 促進特別事業	<p>民間住宅改修促進(基金事業)</p> <p>(内容) 60歳以上の高齢者が住宅のバリアフリー及び断熱・防寒改修工事を行う費用の一部に対して助成を行う。</p> <p>(必要性) 高齢化の進展により住宅のバリアフリーや断熱・防寒改修工事に対するニーズが高まっている。</p> <p>(効果) 高齢者が安全で安心して住み続けられる居住環境の整備が促進される。</p>	美唄市	
	<p>自主防災組織育成(基金事業)</p> <p>(内容) 自主防災組織の設立要請、育成及び防災資機材の貸与を行う。</p> <p>(必要性) 災害時の被害を最小限に抑えるため、初期段階において地域で自主的な防災活動を行う必要がある。</p> <p>(効果) 地域防災力の向上を図るとともに、防災に対する関心を持ち、災害から生命・財産を守ることができる。</p>	美唄市	
	<p>防災資機材等整備(基金事業)</p> <p>(内容) 発災時に避難された市民に対して必要な物品等を支給し、被災者支援を行うための備蓄品の整備を行う。</p> <p>(必要性) 被災直後の市民の生命を守るとともに、心理的不安の解消を図るための避難支援活動を行う必要がある。</p> <p>(効果) 被災後に避難された市民に対して、必要最低限の物品等を直ちに支給できることで、被災者の心理的不安の軽減を図ることができる。</p>	美唄市	
	<p>公営住宅集約</p> <p>(内容) 公営住宅を整理集約し、老朽化した公営住宅の解体撤去を行う。</p> <p>(必要性) 公営住宅を整理集約することで管理コストの集中化を図り、入居者の居住環境の向上と住宅の長寿命化につなげていく必要がある。</p> <p>(効果) 市民が安心して暮らせる居住環境を提供することができる。</p>	美唄市	
	<p>公共施設等解体撤去</p> <p>(内容) 使用されていない公共施設、校舎などの解体撤去を行う。</p> <p>(必要性) 老朽化などにより有効活用が困難となっている施設については、生活環境の危険防止と景観保全のため解体撤去を行う必要がある。</p> <p>(効果) 地域の安全安心な生活環境の確保と景観保全が図られる。</p>	美唄市	
	<p>消防施設環境改善</p> <p>(内容) 消防施設の適正監理や長寿命化のため、施設・設備の改修を行う。</p> <p>(必要性) 地域防災力の向上や安全で安心な地域づくりを図るためには、地域の災害拠点である消防施設の良好な環境を確保していく必要がある。</p> <p>(効果) 地域防災力の向上や安全で安心な地域づくりに資する。</p>	美唄市	
	<p>街路灯LED化促進</p> <p>(内容) 安全・安心で持続可能な地域づくりを促進するため、市内の町内会等がLED街路灯を設置する費用の一部を助成する。</p> <p>(必要性) 安全・安心で持続可能な地域づくりを促進するためには、町内会等が設置する街路灯のLED化を促し、街路灯維持管理費の低減を図る必要がある。</p> <p>(効果) 安全・安心で持続可能な地域づくりの促進が図られる。</p>	美唄市	

		<p>公園施設再整備</p> <p>(内容) 公園利用者の安全と快適な環境を提供するため、老朽化した公園施設を美唄市公園施設長寿命化計画に基づき改築・更新を行う。</p> <p>(必要性) 公園施設の老朽化が進む中で、公園利用者の安全と快適な環境を提供するためには、公園施設長寿命化計画に基づき施設の寿命を延ばし、ライフサイクルコスト削減を図りながら維持補修、改築・更新を行う必要がある。</p> <p>(効果) 公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコストの削減が図られ、利用者へ安全で快適な環境を提供することができる。</p>	美唄市	
--	--	--	-----	--

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(ア) 高齢者福祉

本市の平成 27 年 4 月 1 日現在の高齢者人口は 8,963 人、高齢化率は 37.7 パーセントであり、超高齢社会となっています。

このような中、高齢者がいつまでも健康で、生き生きとした生活を送るための健康づくりや疾病の予防など、積極的な介護予防が必要となっているため、貯筋体操などの介護予防事業に取り組んでいます。

また、高齢者が介護や支援が必要になっても、安心して生活ができるよう、地域包括支援センターを中心とした、地域包括ケア体制を整えるとともに、高齢者自身が、自らの知識と経験を生かし、社会の中で積極的な役割を果たすことができる社会づくりを進めるため、第 6 期美唄市高齢者保健福祉計画(平成 27 年度～29 年度)により、総合的かつ計画的な推進を図っています。

今後においては、この計画に基づき、高齢者が、住み慣れたまちで、いつまでも安心して生活ができるよう、施策の充実を図っていきます。

また、介護保険制度については、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年度に対応した制度改正が行われ、利用者が良質で効果的なサービスを受けることができる環境整備と、利用者本位の立場に立ち、必要な介護サービスの量と質を確保し、介護体制の充実を図るため、介護保険事業計画に基づき事業を進めています。

(イ) 障がい者福祉

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための支援に係る基本理念が定められ、障がい児・者の定義の見直し、障がい支援区分の創設、障がい福祉サービスの拡充などが図られたほか、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の制定などにより、障がい者の権利に関する条約の批准・発効に向けた国内法の整備が進められ、障がい者の日常生活及び社会参加について支援されることとなりました。

このような中、本市では、人生のいずれの段階でどのような障がいを生じることになっても、自らの選択と決定により必要なサービスが提供されるしくみづくりを目指し、美唄市障がい者プラン(第4期計画:平成27年度～29年度)を策定しました。

この中では、年齢、性別、身体状況など、それぞれの違いを認め合い、一人ひとりが個性ある人間として尊重され、あらゆる分野に参加でき、ともに生きることのできる社会を目指した様々な施策を展開し、その活動基盤となる施設整備等を進めています。

今後も地域福祉施策の推進を通じ、全ての市民が、住み慣れた地域で、ともにささえあい、安心して暮らせる地域コミュニティの形成を進め、障がい者の暮らしやすいまちづくりを推進していく必要があります。

(ウ) 児童福祉

近年、少子化や核家族化、共働き家庭の増加など社会環境の変化により子どもを取り巻く課題も多様化し、待機児童問題や児童虐待、育児放棄のほか、ひとり親家庭の子どもの貧困などが児童施策の大きな課題の一つとなっています。

子どもはみんなの宝であり、全ての家庭において児童が健全に育成され児童を生き育てやすい社会環境を提供する児童福祉施策が子育て支援の観点から求められ、国においては平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布されました。

本市では、子育ての負担や孤立感の緩和を目的に、親子の交流や仲間づくりが自由にできる場として子育て支援センターに「子育ての広場」を開設し、母子・父子自立支援員や家庭児童相談担当、子育て支援担当を配置し、育児相談や子育てに役立つ講座、講演会の開催、世代間交流イベントを開催しているほか、食育の推進を目的に親子クッキングや食育講座などを行っています。

また、平成27年4月施行の新しいばいっこすくすくプラン(美唄市子ども・子育て支援事業計画)の基本施策に基づく子育て支援の環境整備のほか、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、保育環境の整備を行うとともに、保護者ニーズの高い病児・病後児保育事業の実施について検討を進めます。

放課後児童施設については、現在、全ての小学校区で実施しており、対象も6年生までと拡大されたことから、今後は施設や設備、指導内容について、一層の充実等を図ります。

(エ) 健康づくり

本市では、びばいヘルシーライフ21(第2期:美唄市健康増進計画)をもとに、「自分が健康である」という気持ちを高めるとともに、まちづくりのあらゆる分野に健康という視点を取り入れ、市民との協働により、まちの活性化につながる健康づくりを進めています。

現在、市内で生産される農作物や地域に根付いている食文化を生かした食の健康づくり、豊かな環境を生かした運動の取組、人と人とのつながりを生かした心の健康づくりを市民と協働で実施しています。

また、高齢になっても住み慣れた地域で生活できることや子どもがこころ豊かに育つための地域づくりを目指して、小学校区を基盤に、健康づくり組織(保健推進員、食生活改善推進員、運動推進員)、市民組織(民生・主任児童委員、すきやき隊等)と協働で、集いや世代間交流を実施しています。今後もこのような市民が主役となって健康の意識を高め、支え合えるよう、健康づくりを推進していく必要があります。

(2) その対策

- (ア) 高齢者保健福祉の充実
- (イ) 障がい者や高齢者が暮らしやすいまちづくりの推進
- (ウ) 市民との協働による地域福祉の推進
- (エ) 総合的な子育て支援の推進
- (オ) 放課後児童施設の設備の整備と指導内容の充実
- (カ) 市民主体の健康づくりの推進
- (キ) 総合的な保健福祉施設の整備

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び 増進	(1) 高齢者福祉施設 その他	介護予防	美唄市		
		生活支援短期宿泊	美唄市		
		食事サービス	美唄市		
		間口除雪サービス	美唄市		
		福祉除雪サービス	美唄市		
	(3) 児童福祉施設 その他				
		子育て支援センター整備	美唄市		
	(8) 過疎地域自立 促進特別事業	放課後児童対策(基金事業) (内容) 小学校区で実施している放課後児童施設の設備、指導内容について充実を図る。 (必要性) 保護者等からのニーズがある。 (効果) 保護者が就労等で昼間不在の家庭において児童を預かることにより、保護者が安心して働くことができるとともに、児童の健全育成につながる。	美唄市		
		緊急通報装置設置 (内容) 高齢者世帯に緊急通報装置設置を行う。 (必要性) 救急、火災等の緊急時における連絡体制を確立する必要がある。 (効果) 緊急時の連絡体制を確立することにより日常生活の不安解消及び人命の安全確保が図られる。	美唄市		
		地域子育て支援 (内容) 子育てを中心とした地域住民の交流機会の提供と子育てを支える住民活動を支援する。 (必要性) 核家族化などを背景とした子育ての孤立化や不安感などを解消していくためには、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めていく必要がある。 (効果) 安心して子育てができる地域づくりにつながる。	美唄市		
保健・福祉施設環境改善 (内容) 保健・福祉施設の適正管理や長寿命化のため、施設・設備の改修を行う。 (必要性) 保健・福祉の推進を図るためには、保健センターや総合福祉センター、老人福祉施設の良好な環境を確保していく必要がある。 (効果) 保健・福祉の推進に資する。		美唄市			

		<p>乳幼児等医療費助成</p> <p>(内容) 小学校就学前までの乳幼児等の医療費にかかる自己負担額の全額及び小学生の入院医療費にかかる自己負担額の一部を助成する。</p> <p>(必要性) 子育て支援を推進するため、病気にかかりやすい乳幼児期等に適切な医療の提供が受けられるよう助成を行う必要がある。</p> <p>(効果) 安心して子育てができるまちづくりにつながる。</p>	美唄市	
		<p>予防接種環境充実</p> <p>(内容) 予防接種に関して生じた医療費等の被接種者の自己負担額について、その一部を助成する。</p> <p>(必要性) 保健・福祉の推進を図るためには、予防接種に関して生じた被接種者の自己負担額の一部を助成し、予防接種を着実に推進する環境を充実していく必要がある。</p> <p>(効果) 保健・福祉の推進につながる。</p>	美唄市	
	(9)その他	地域福祉会館整備	美唄市	
		保健福祉総合施設整備	美唄市	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

急速な少子高齢化の進展や生活習慣病の増加など、時代や環境が変化する中において、住み慣れた地域で安心して、その人に応じた適切なサービスを受けられる社会を目指していくことが求められています。

本市においては、平成19年に市立美唄病院と美唄労災病院(現北海道中央労災病院せき損センター)との統合を断念した後、両病院における診療体制の再編に伴い、人工透析治療や救急窓口の体制を見直すなど医療提供体制の確保に努めてきました。

しかしながら、地域偏在による医師・看護師など医療従事者の不足などにより医療を取り巻く厳しい環境が続いており、地域医療の疲弊や機能低下が懸念されています。

このことから、市民が安心して生活できるよう、在宅医療の充実強化など持続可能な医療提供体制を構築するとともに、少子高齢社会に対応した保健、福祉、介護との包括的な連携システムを構築するなど、地域医療における課題解決に向け、積極的に取り組む必要があります。

(2) その対策

- (ア) 市立美唄病院の経営健全化の推進
- (イ) 市立美唄病院の医師の確保
- (ウ) 市立美唄病院の整備
- (エ) 医療機関の機能分担と相互の連携による医療連携体制の構築
- (オ) 医療連携体制を構築する医療機関の情報提供

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設 病院	市立美唄病院整備(病院事業会計)	美唄市	
	(3) 過疎地域自立 促進特別事業	救急医療啓発普及(基金事業) (内容) 市民に対する救急医療の普及啓発や救急診療に携わる医師の派遣調整業務等について、美唄市医師会及び美唄歯科医師会に委託する。 (必要性) 市民が安心して生活するため、夜間や休日等における救急医療体制を確保する必要がある。 (効果) 夜間や休日等に安心して病院にかかることができる。	美唄市	
		地域医療確保対策(基金事業) (内容) 医師確保対策と医療整備・機器の整備により、市立美唄病院の診療体制の維持・向上を図る。また、地域全体の医療連携体制の構築に向けた関係医療機関等との検討を行う。 (必要性) 市民が安心して暮らせるまちの基盤環境として、医療体制の確保が必要不可欠である。 (効果) 地域の医療体制が確保され、市民の生命を守ることができる。	美唄市	
	(4) その他	地域医療確保対策 医師の確保・救急医療体制の維持	美唄市	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 生涯学習の推進

生涯学習は、一人ひとりが自発的な意思に基づいて、それぞれに適した手段や方法で、生涯のあらゆる時期を通じて実践する学びの活動です。

生涯学習には、学校教育、社会教育、企業内教育、職業教育・訓練などの場で行われる意図的な学習にとどまらず、スポーツや芸術・文化活動、コミュニティ活動、ボランティア活動など、自主的に行われている活動まで広範囲に含まれます。

本市においても生涯学習を推進することにより、市民の「誰もが いつでも どこでも」学ぶことができる体制を整え、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」を実現することが必要です。

このため、第2期美唄市生涯学習推進計画(平成23年度～32年度)に基づき、生涯学習の多様なプランの充実に努めなければなりません。

また、市民のニーズでは社会教育施設等の整備が求められていることから、老朽化してきている施設の計画的な整備を図る必要があります。

(イ) 学校教育の振興

本市には、公立幼稚園1園、小学校5校、中学校4校、道立高校2校、道立養護学校などの教育機関があり、園児、児童生徒数については、減少が続いています。

このような状況を踏まえ、今後においては、地域の実情に応じた効率的な教育施設の整備とともに、グローバル社会に適応するための人材の育成という視点から、ICTを有効に活用した質の高い教育活動の実現に努めていく必要があります。

学校教育においては、地域社会や家庭とのつながりの中で、知識の習得だけではなく、「生きる力」を身に付けるため、健やかな体の育成や豊かな心を育てる教育を進める必要があります。

教育活動では、複雑で変化の激しい社会の中で、自立した人間として様々な人々と協働しながら、創造的に生きる上で必要な資質や能力を身に付けることができるよう、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果を実践に生かしていくことが重要となっています。また、体力の向上やいじめ等のない学校づくりに向け、家庭や地域との連携を一層深めていかなければなりません。

このため、教育施設等の充実をはじめ、学校施設の計画的な改修に努めるほか、情報通信機器やデジタル教材等のICT環境の充実などにも取り組みながら、地域の特性を生かした教育に努めていかなければなりません。

幼稚園教育については、遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科学習が中心となる小学校以降の教育活動への円滑な接続を目指し、幼稚園と小学校等との一層の連携を図る必要があります。

そのため、幼稚園教育の環境整備とともに、保育所や小学校などとの様々な交流活動を進めて行く必要があります。

(2) その対策

- (ア) 美唄市生涯学習推進計画の推進
- (イ) 「誰もがいつでもどこでも」学ぶことができる生涯学習社会の実現
- (ウ) 老朽化した社会教育施設の計画的な整備
- (エ) ICTを活用した質の高い教育活動の推進
- (オ) 健やかな体の育成や豊かな心を育てる教育の推進
- (カ) 地域や家庭と一体となった学校教育の推進
- (キ) 教育施設及び生涯学習施設の適切な整備と維持管理
- (ク) 幼稚園教育の環境整備

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振 興	(1)学校教育関連 施設 校舎 教職員住宅 スクールバス ・ボート 給食施設	小・中学校大規模改造	美唄市	
		教職員住宅整備	美唄市	
		スクールバス購入(4台)	美唄市	
		学校給食センター整備	美唄市	
	(3)集会施設、体 育施設等 公民館 集会施設 体育施設	公民館・市民会館整備	美唄市	
		南美唄コミュニティセンター整備	美唄市	
		サン・スポーツランド美唄整備	美唄市	
		温水プール整備	美唄市	
		総合体育館整備	美唄市	
	(4)過疎地域自立 促進特別事業	グリーン・ルネサンス推進(基金事業) (内容) 市内小学校で総合的な学習の時間を中心として農業 体験学習を行う。 (必要性) 子どもたちの豊かな心、社会性、主体性など「生き る力」を育む上で必要な取組である。 (効果) 美唄らしい特色のある教育を進め、地域との協働に よる食農教育の実現を図ることができる。	美唄市	
		児童生徒文化・体育活動支援 (内容) 児童生徒の文化・体育活動を支援する。 (必要性) 児童生徒の減少により課外活動が衰退傾向にある 中、文化・体育活動の促進は、子どもたちの豊かな心、社会 性、主体性などを育む上で必要な取組である。 (効果) 児童生徒の健全育成が図られるほか、各種大会など を通して他地域の児童生徒との交流が生まれる。	美唄市	

		<p>複式授業学習支援員配置</p> <p>(内容) 複式学級編成校に、複式授業学習支援員を配置する。</p> <p>(必要性) 児童数の減少により複式学級編成となる小規模校において、複式授業の学習効果を高めるため、複式授業学習支援員の配置が必要である。</p> <p>(効果) 複式学級における学習指導や教育活動の向上が図られる。</p>	美唄市	
	(5)その他	<p>廃校施設の有効活用</p>	美唄市	
		<p>外国人講師招請</p>	美唄市	

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

市民の主体的な文化活動を促進し、地域に根ざした個性ある芸術・文化の創造や振興を図るほか、様々な活動を通して人々の交流を促進し、まちの活性化を図ることが必要です。

本市は、屯田兵による開拓の歴史や、石炭産業の栄華と衰退などを経てきた歴史の中で、豊かな自然に包まれた、特色ある多くの地域文化が根付いており、これらの歴史的遺産を大切に守り育てながら、確実に、次代へ引き継いでいくことが大切ですが、これらの維持保存が大きな課題となっています。

本市の文化は、歴史的な文化財などのほか、市民が主体となって行われる様々な活動、また芸術文化に大きく貢献する、舞踊家、彫刻家、歌手などの多様な人材、さらには豊かな自然環境など、芸術・文化を育むための恵まれた環境が整っています。

こうした貴重な地域資源のネットワーク化を図り、市民も、美唄を訪れる人も、美唄の自然や文化に触れながら、それぞれ充実した時間を過ごすことができるよう、個性的で魅力ある美唄づくりを推進してきた結果、平成 26 年度文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)の受賞に結びつきました。

今後も特色ある地域文化の振興を図るとともに、歴史や文化・芸術等をテーマとした地域間交流の促進に努めなければなりません。

(2) その対策

(ア) 生涯学習社会の形成

(イ) 地域資源を生かした特色ある地域文化の振興

(ウ) 歴史や文化をテーマとした地域間交流の促進

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興 施設等			
	地域文化振興 施設	アルテピアッツァ美唄整備	美唄市	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市の集落は、5つの生活圏に大別しており、中央部生活圏には市街地区のほか、南美唄、東明地区が、東部生活圏には落合、盤の沢、我路地区が、北部生活圏には茶志内、中村、日東地区が、南部生活圏には光珠内、峰延地区がそれぞれあり、西部生活圏は主に農村地区となっています。

いずれの生活圏においても人口減少とともに少子高齢化が進み、高齢化率が著しく高い地区では、コミュニティ活動が従来のように行えないところも見られ始めているため、集落の維持に関しては、可能な限り集落機能を維持していくことを基本として、住民の意向を踏まえながら、十分に検討していく必要があります。

特に、冬期間の生活条件が厳しい集落にあっては、複数の世帯が一緒に集まって住む冬期集住などの居住環境整備について検討が必要です。

集落環境については、中央部生活圏では、南北に走る国道12号やJR函館本線の主要幹線、公共施設、商業・業務施設、住宅が集まり、人口が最も多い地域です。

その一方、東部生活圏では、過疎化が著しく進み、居住環境の低下が見られていますが、主要道道美唄富良野線の開通を見据え、道東方面との交流の軸として、新たな発展が期待されています。

北部生活圏、南部生活圏、西部生活圏では、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置などが進むとともに農業生産基盤整備が行われ、生活環境や生産環境が整いつつありますが、農業従事者の減少や後継者不足などによる農村地区の集落機能への影響が懸念されます。

今後、市職員による地域応援チームや地域おこし協力隊などの制度を活用し、既存集落の機能維持のための支援に努めるとともに、グリーン・ツーリズムによる都市と農村との交流活動の展開、移住・定住対策などにさらに取り組む必要があります。

生活圏別の世帯数と高齢化率の状況

(平成27年4月1日現在)

生活圏名	地 区	人 口	世帯数	高齢化率
中央部生活圏	条丁目地区、南美唄町、進徳町、一心町、沼の内町、癸巳町、共練町、東明町	19,631人	10,382世帯	36.2%
東部生活圏	落合町、盤の沢町、我路町	260人	150世帯	53.5%
西部生活圏	開発町、上美唄町、西美唄町	952人	338世帯	38.3%
南部生活圏	光珠内町、豊葦町、峰延町	1,913人	934世帯	46.8%
北部生活圏	日東町、茶志内町、中村町、北美唄町	1,027人	449世帯	45.0%
合 計		23,783人	12,253世帯	37.7%

(2) その対策

(ア) 生活環境の計画的整備の推進

(イ) 既存集落の適正な維持

(ウ) 移住・定住の推進

(エ) グリーン・ツーリズムなどの交流活動の促進

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(3)その他			
		地域おこし協力隊による地域の活性化	美唄市	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

(ア) 市民自治の推進

まちの活力を高める上で、市民が自ら考え実践する市民自治を推進することが重要になっています。

今後、美唄市まちづくり基本条例の理念に則り、市民主体のまちづくりやコミュニティ施策の充実に努めるとともに、自主的にまちづくり活動を行う各種団体との連携を深め、協働のまちづくりを基本とした地域の活性化を図る必要があります。

(イ) 人材の育成

活力あるまちづくりのため、人材の育成は不可欠ですが、近年の人口の減少と少子高齢化の急速な進行により、まちづくりに関わる人材の確保がますます困難になってきています。

今後、産業の振興をはじめ、福祉、教育、地域間交流など、広範な分野にわたる課題に取り組まなければならないため、子どもたちのまちづくりへの関心の喚起や、様々な課題を調整することのできるコーディネーター的人材の育成、確保を図るしくみが必要です。

(ウ) 雪冷熱エネルギーの利用促進と美唄市食料備蓄拠点構想の実現

我が国の食糧安全保障の具現化を目指すためには、米の備蓄による食糧の安定的な確保が必要であり、雪を利用した貯蔵施設の整備が、将来的なコストや食味の維持などの面で非常に有効です。

現在、雪を利用した農産物を一定期間貯蔵する技術の開発も進み、適温適湿で長期間安定した貯蔵を行うという基本的な技術は完成されており、また、本市の気候や位置、産業基盤の整備状況など、十分に活用できる受け皿は整っており、雪を利用した新しい産業の創出に向けての期待も高まっていることから、食料備蓄拠点構想の実現に向けて努力していかねばなりません。

また、雪を資源として捉え、冷熱エネルギーを利用することは、省エネルギーや二酸化炭素の排出抑制にも効果があり、地球環境の保全にも大きく貢献するものであることから、試験・研究施設としての利雪(氷)技術研究センターの立地促進を進めていくことが必要です。

(エ) 人と自然が共生する地域づくり

国の天然記念物であるマガンの国内最大最北の渡来地、宮島沼は、近年 6 万羽以上のマガンが飛来するほか、白鳥やカモ類が集まる野鳥の楽園となっており、平成 14 年 11 月には、国際的に重要な湿地として認められ、ラムサール条約登録湿地となりました。

この貴重な地域資源である宮島沼を、次世代に承継していくことを目的として、沼の保全と活用や環境学習への取組を進めるために、自然、農業、観光、人・教育の視点から、平成 24 年に宮島沼保全活用計画(第 2 期)を策定しました。

この計画を、行政、市民、市民団体等との協働により推進していき、人と自然が共生する地域づくりを進めていく必要があります。

(2) その対策

- (ア) 市民参加とコミュニティ活性化による市民自治の推進
- (イ) まちづくりに関わる人材の育成、確保
- (ウ) 雪冷熱エネルギーの普及と活用促進
- (エ) 食料備蓄拠点構想の実現と利雪(氷)技術研究センターの建設促進
- (オ) 宮島沼の環境保全と周辺整備

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地 域の自立 促進に関 し必要な 事項		食料備蓄拠点構想推進	美唄市	
		雪冷熱エネルギーの普及	美唄市	
		宮島沼自然環境保全	美唄市	

事業計画(平成 28 年度～平成 32 年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	食にこだわったまちづくり推進(基金事業) (内容) 農業や食を中心とした特産品などのPR・販売等を市民・関係団体等との協働により取り組む。 (必要性) 農業や食を中心とした特産品の販路拡大・PR、加工品開発のほかに地域資源を有効に活用した交流を推進し、まちの活力を高めていく必要がある。 (効果) 農業や食を通じた交流の促進や農産物・特産品の販路拡大等により地域の活性化が図られる。	美唄市	
		観光振興(基金事業) (内容) 観光情報の発信やパンフレット作成・配布等により観光PRを行うとともに、近隣自治体と連携した広域観光の形成を図る。 (必要性) 積極的な観光PRにより交流人口を増加させる必要がある。 (効果) 交流人口の増加により地域活性化が図られる。	美唄市	
		美唄観光物産協会支援(基金事業) (内容) 美唄観光物産協会が実施する観光イベント等に対して助成を行う。 (必要性) 観光イベント等の実施により交流人口を増加させる必要がある。 (効果) 交流人口の増加により地域活性化が図られる。	美唄市	
		農商工連携促進(基金事業) (内容) 農産物の高付加価値化を図るため、新商品の研究・開発、販路開拓に対して助成を行う。 (必要性) 市の基幹産業である農業と加工業・小売販売業の連携を図り経済振興につなげる必要がある。 (効果) 農産物を活用した新商品の開発・販売促進を図ることができる。	美唄市	
		新産業創出支援(基金事業) (内容) 新しい産業創出のため新製品や新技術の開発を支援する。 (必要性) 産業の活性化に向け新たな新製品開発・新技術開発が必要である。 (効果) 新製品や新技術の開発により経済活動の活性化を図ることができる。	美唄市	
		国設スキー場整備 (内容) 老朽化した施設やリフト等、スキー場設備の改修を行う。 (必要性) 交流活動を推進するため、観光・レクリエーションの場であるスキー場を適正に維持管理する必要がある。 (効果) 観光・交流人口の場が確保され、地域活性化が図られる。	美唄市	

	<p>観光・交流施設環境改善 (内容) 観光・交流施設の適正管理や長寿命化のため、施設・設備の改修を行う。 (必要性) 観光・交流の促進を図るためには、交流拠点施設の良い環境を確保していく必要がある。 (効果) 観光・交流の促進に資する。</p>	美唄市	
	<p>市内消費拡大促進 (内容) びばい商品券運営協議会が行うプレミアム付き商品券発行事業に対し、支援を行う。 (必要性) 購買力の市外流出を抑制するためには、地元商店街等における市内消費の拡大を促す必要がある。 (効果) 地域商業の活性化や中心市街地の活性化が図られる。</p>	美唄市	
	<p>中心市街地元気創出 (内容) 商業組織等が行う中心市街地の活性化に関する事業費の一部を支援する。 (必要性) 中心市街地の活性化を図るためには、地域の実態に応じた事業者の自主的な取組を促進していく必要がある。 (効果) 地域商業の活性化や中心市街地の活性化を図ることができる。</p>	美唄市	
	<p>企業誘致・地場産業振興支援 (内容) 企業誘致活動を進めるとともに、地場産業の設備投資を促進するために支援を行う。 (必要性) 工業団地の有効活用及び市内の設備投資の拡大による企業活動の活性化を図る必要がある。 (効果) 企業の立地や市内設備投資の活性化による経済振興を図ることができる。</p>	美唄市	
	<p>農業生産振興 (内容) 農産物の生産振興に向けた支援を行う。 (必要性) 農産物の生産を拡大するためには、需要性の高い作物や地域に適応した作物の生産を促進する必要がある。 (効果) 基幹産業である農業の振興が図られる。</p>	美唄市	
	<p>農業生産振興(G P S 基地局設置) (内容) 高精度の電波を受配信する基地局の設置を支援する。 (必要性) 農家戸数の減少等により、経営規模の拡大に伴い効率的で安定した農業経営を行うため、G P S 等を活用した先進農業技術等の導入推進を図る必要がある。 (効果) 農作業機器を活用することにより、労力や作業時間、経費の削減など農作業環境の改善が図られる。</p>	民間	
	<p>合宿誘致推進 (内容) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致のため、各関係機関・団体への誘致要望活動を実施するとともに、スポーツ合宿受入の準備を進める。 (必要性) まち全体の活力づくりのためには、地域の魅力を広くPRし、観光の振興を図ることで、交流人口を増加させる必要がある。 (効果) 交流人口の増加により観光交流や経済交流、教育・文化交流、国際交流など、市民レベルの様々な地域間交流が活発となり、まち全体の活力づくりにつながる。</p>	美唄市	

2 交通通信 体系の整備、 情報化及び地 域間交流の 促進	(11)過疎地域自立 促進特別事業	<p>移住定住促進対策(基金事業)</p> <p>(内容) 市内の土地・住宅を購入し、市外から移住した者に対し、その購入費用の一部を助成する。</p> <p>(必要性) 人口減少が進む中、人口増加に向けた取組として、移住定住を促進する必要がある。</p> <p>(効果) 定住人口の増加により、地域活性化が図られる。</p>	美唄市	
		<p>生活交通路線確保対策</p> <p>(内容) 地域間を運行する民間バス事業者に対し、路線維持のため赤字分を沿線自治体で補助する。</p> <p>(必要性) 日常生活に必要な移動を公共交通に依存しなければならない市民にとって、生活交通路線の確保は不可欠である。</p> <p>(効果) 地域間幹線系統バス路線が確保されることにより、安心して通院や通学等に利用することができる。</p>	美唄市	
		<p>道路ストック総点検</p> <p>(内容) 第三者被害が大きいと想定される幹線道路の道路施設や橋りょうの総点検を実施する。</p> <p>(必要性) 市民生活や経済の基盤であるインフラが的確に維持されるよう図るとともに、道路施設等の老朽化による被害を未然に防ぎ、道路利用者の安全を確保するためには、第三者被害が大きいと想定される幹線道路の道路施設等を総点検する必要がある。また、道路法の一部が平成26年7月に改正され予防保全の観点を踏まえて道路施設等の点検を行うことが明確化されている。</p> <p>(効果) 市民生活や経済の基盤であるインフラの的確な維持に資するとともに、道路施設の老朽化による被害を未然に防ぎ、道路利用者の安全を確保することにつながる。</p>	美唄市	
3 生活環境 の整備	(7)過疎地域自立 促進特別事業	<p>民間住宅改修促進(基金事業)</p> <p>(内容) 60歳以上の高齢者が住宅のバリアフリー及び断熱・防寒改修工事を行う費用の一部に対して助成を行う。</p> <p>(必要性) 高齢化の進展により住宅のバリアフリーや断熱・防寒改修工事に対するニーズが高まっている。</p> <p>(効果) 高齢者が安全で安心して住み続けられる居住環境の整備が促進される。</p>	美唄市	
		<p>自主防災組織育成(基金事業)</p> <p>(内容) 自主防災組織の設立要請、育成及び防災資機材の貸与を行う。</p> <p>(必要性) 災害時の被害を最小限に抑えるため、初期段階において地域で自主的な防災活動を行う必要がある。</p> <p>(効果) 地域防災力の向上を図るとともに、防災に対する関心を持ち、災害から生命・財産を守ることができる。</p>	美唄市	
		<p>防災資機材等整備(基金事業)</p> <p>(内容) 発災時に避難された市民に対して必要な物品等を支給し、被災者支援を行うための備蓄品の整備を行う。</p> <p>(必要性) 被災直後の市民の生命を守るとともに、心理的不安の解消を図るための避難支援活動を行う必要がある。</p> <p>(効果) 被災後に避難された市民に対して、必要最低限の物品等を直ちに支給できることで、被災者の心理的不安の軽減を図ることができる。</p>	美唄市	

		<p>公営住宅集約 (内容) 公営住宅を整理集約し、老朽化した公営住宅の解体撤去を行う。 (必要性) 公営住宅を整理集約することで管理コストの集中化を図り、入居者の居住環境の向上と住宅の長寿命化につなげていく必要がある。 (効果) 市民が安心して暮らせる居住環境を提供することができる。</p>	美唄市	
		<p>公共施設等解体撤去 (内容) 使用されていない公共施設、校舎などの解体撤去を行う。 (必要性) 老朽化などにより有効活用が困難となっている施設については、生活環境の危険防止と景観保全のため解体撤去を行う必要がある。 (効果) 地域の安全安心な生活環境の確保と景観保全が図られる。</p>	美唄市	
		<p>消防施設環境改善 (内容) 消防施設の適正監理や長寿命化のため、施設・設備の改修を行う。 (必要性) 地域防災力の向上や安全で安心な地域づくりを図るためには、地域の災害拠点である消防施設の良好な環境を確保していく必要がある。 (効果) 地域防災力の向上や安全で安心な地域づくりに資する。</p>	美唄市	
		<p>街路灯LED化促進 (内容) 安全・安心で持続可能な地域づくりを促進するため、市内の町内会等がLED街路灯を設置する費用の一部を助成する。 (必要性) 安全・安心で持続可能な地域づくりを促進するためには、町内会等が設置する街路灯のLED化を促し、街路灯維持管理費の低減を図る必要がある。 (効果) 安全・安心で、持続可能な地域づくりの促進が図られる。</p>	美唄市	
		<p>公園施設再整備 (内容) 公園利用者の安全と快適な環境を提供するため、老朽化した公園施設を美唄市公園施設長寿命化計画に基づき改築・更新を行う。 (必要性) 公園施設の老朽化が進む中で、公園利用者の安全と快適な環境を提供するためには、公園施設長寿命化計画に基づき施設の寿命を延ばし、ライフサイクルコスト削減を図りながら維持補修、改築・更新を行う必要がある。 (効果) 公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコストの削減が図られ、利用者へ安全で快適な環境を提供することができる。</p>	美唄市	

4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域自立促進特別事業	放課後児童対策(基金事業) (内容) 小学校区で実施している放課後児童施設の設備、指導内容について充実を図る。 (必要性) 保護者等からのニーズがある。 (効果) 保護者が就労等で昼間不在の家庭において児童を預かることにより、保護者が安心して働くことができるとともに、児童の健全育成につながる。	美唄市	
		緊急通報装置設置 (内容) 高齢者世帯に緊急通報装置設置を行う。 (必要性) 救急、火災等の緊急時における連絡体制を確立する必要がある。 (効果) 緊急時の連絡体制を確立することにより日常生活の不安解消及び人命の安全確保が図られる。	美唄市	
		地域子育て支援 (内容) 子育てを中心とした地域住民の交流機会の提供と子育てを支える住民活動を支援する。 (必要性) 核家族化などを背景とした子育ての孤立化や不安感などを解消していくためには、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めていく必要がある。 (効果) 安心して子育てができる地域づくりにつながる。	美唄市	
		保健・福祉施設環境改善 (内容) 施設の適正管理や長寿命化のため、施設、設備の改修等を行う。 (必要性) 地域福祉の推進を図るため、総合福祉センターの良好な環境を確保していく必要がある。 (効果) 地域福祉の推進に資する。	美唄市	
		乳幼児等医療費助成 (内容) 小学校就学前までの乳幼児等の医療費にかかる自己負担額の全額及び小学生の入院医療費にかかる自己負担額の一部を助成する。 (必要性) 子育て支援を推進するため、病気にかかりやすい乳幼児期等に適切な医療の提供が受けられるよう助成を行う必要がある。 (効果) 安心して子育てができるまちづくりにつながる。	美唄市	
		予防接種環境充実 (内容) 予防接種に関して生じた医療費等の被接種者の自己負担額について、その一部を助成する。 (必要性) 保健・福祉の推進を図るためには、予防接種に関して生じた被接種者の自己負担額の一部を助成し、予防接種を着実に推進する環境を充実していく必要がある。 (効果) 保健・福祉の推進につながる。	美唄市	

5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	<p>救急医療啓発普及(基金事業)</p> <p>(内容) 市民に対する救急医療の普及啓発や救急診療に携わる医師の派遣調整業務等について、美唄市医師会及び美唄歯科医師会に委託する。</p> <p>(必要性) 市民が安心して生活するため、夜間や休日等における救急医療体制を確保する必要がある。</p> <p>(効果) 夜間や休日等に安心して病院にかかることができる。</p>	美唄市	
		<p>地域医療確保対策(基金事業)</p> <p>(内容) 医師確保対策と医療整備・機器の整備により、市立美唄病院の診療体制の維持・向上を図る。また、地域全体の医療連携体制の構築に向けた関係医療機関等との検討を行う。</p> <p>(必要性) 市民が安心して暮らせるまちの基盤環境として、医療体制の確保が必要不可欠である。</p> <p>(効果) 地域の医療体制が確保され、市民の生命を守ることができる。</p>	美唄市	
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	<p>グリーン・ルネサンス推進(基金事業)</p> <p>(内容) 市内小学校で総合的な学習の時間を中心として農業体験学習を行う。</p> <p>(必要性) 子どもたちの豊かな心、社会性、主体性など「生きる力」を育む上で必要な取組である。</p> <p>(効果) 美唄らしい特色のある教育を進め、地域との協働による食農教育の実現を図ることができる。</p>	美唄市	
		<p>児童生徒文化・体育活動支援</p> <p>(内容) 児童生徒の文化・体育活動を支援する。</p> <p>(必要性) 児童生徒の減少により課外活動が衰退傾向にある中、文化・体育活動の促進は、子どもたちの豊かな心、社会性、主体性などを育む上で必要な取組である。</p> <p>(効果) 児童生徒の健全育成が図られるほか、各種大会などを通して他地域の児童生徒との交流が生まれる。</p>	美唄市	
		<p>複式授業学習支援員配置</p> <p>(内容) 複式学級編成校に、複式授業学習支援員を配置する。</p> <p>(必要性) 児童数の減少により複式学級編成となる小規模校において、複式授業の学習効果を高めるため、複式授業学習支援員の配置が必要である。</p> <p>(効果) 複式学級における学習指導や教育活動の向上が図られる。</p>	美唄市	